

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成13年 3月16日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 7時01分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	高階委員長、中村副委員長、前田・松本（聖）・中島・佐藤（次）・松田・佐藤（幸）各委員		
説 明 員	市民・福祉・環境各部長、保健所長、小樽病院・第二病院両事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

開議 午後1時00分

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、前田委員、中島委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許可します。

「ノマド福祉会に対する補助金の取扱いについて」

○（高齢）管理課長

ノマド福祉会に対する市の補助金の取扱いについてご報告いたします。

北海道が行った検査で、平成7年度から10年度で整備した新築工事で2億6,419万5,000円、平成10、11年度の増築工事で1億420万円、合わせて3億6,839万5,000円、総事業費を水増ししたことが判明し、これによって国庫補助金を8,323万8,000円、道費補助金を4,161万9,000円、合わせて1億2,485万7,000円を不正に受給したことが判明いたしました。

この結果を基に、北海道は、既に交付した老人福祉施設整備費補助金の一部を取消しし、国の社会福祉施設等施設整備費補助金についても、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第2項の規定に基づき、当該交付決定の事務を取消しし、それぞれ不正した補助金を返還させる処理が行われたところであります。

このことにより、既に決定した市の補助金についてもほぼ固まりつつありますが、事件の発覚後、補助金の支出については正当な補助金額が確定するまで利息相当分のみとして、負担金相当分を保留にしているため、細部において調整する必要があると、今後、市としては、このたびの国、道の対応と同様に、交付決定の一部取消しなどについて、次期定例会において予算の整理をした上で清算してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長

次に、「小樽市福祉医療助成条例施行規則の一部改正について」

○（高齢）管理課長

小樽市福祉医療助成条例施行規則の一部改正についてご報告いたします。

本市の福祉医療助成は、乳幼児、重度心身障害者並びに母子家庭等母及び母子家庭等児童に対し、北海道医療給付事業の補助事業を受けて医療費の一部を助成している制度であります。

このほど、北海道では、この事業において本年10月から所得制限を導入する方針を決定し、改正手続が進められていると聞いております。

これが決まりますと、小樽市が所得制限を導入するいかににかかわらず、補助対象経費を算出する上で、当事業の更新時期と一致させることが必要となってまいります。

このため、小樽市としては、現状のまま予算を計上しているところではありますが、各医療費受給者証の有効期間につきまして、毎年9月末までとする改正を行う必要があります。

したがいまして、小樽市福祉医療助成条例施行規則を改正し、受給者へ交付する受給者証の有効期間を4月1日から9月末までとなる予定ですので、ご報告いたします。

以上です。

○委員長

次に、「介護保険制度に関するアンケート調査結果の概要について」

○介護保険課長

介護保険の在宅サービス利用者に対するアンケート調査結果についてご報告いたします。

このアンケート調査は、在宅サービスの利用実態や生活への影響に関する意識を把握し、今後の在宅サービスの基礎資料とすることを目的に、昨年12月1日から11日まで実施したものであります。

在宅の要介護者、要支援者の中から、介護度別に無作為に抽出した 342人の方のうち、200人の方から回答があり、そのうち有効回答は 196でございました。

お手元に配付してございます資料をごらんください。

(資料に基づき説明)

この調査結果を参考にしながら、引き続き適切な運営に努めてまいりますとともに、市内の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業者にもこの報告書を配布いたしまして、サービスの一層の向上に役立てていただきたい、こういうふうに考えているところであります。

以上でございます。

○委員長

続いて、「国民健康保険の被保険者証等の交付の取扱いについて」

○保険年金課長

それでは、被保険者証の交付の取扱いにつきましてご報告申し上げます。多少時間がかかるかと思っております。ご了承いただきたいと思います。

委員の皆様には、既にご存じのとおりと思いますが、平成12年4月に国保法の一部が改正されまして、保険料を1年以上滞納している世帯に対しましては、保険証の返還と、それにかわる資格証明書の交付の義務化と滞納者対策が強化されたところであります。実際の運用は平成13年4月以降となりますけれども、要綱等の作成など準備を進めてまいりました。その取扱いの概要につきましてご報告申し上げます。なお、その内容は、さきに委員の皆様には基本的な考え方としてお示ししてございますけれども、基本的には変わりはありません。取扱いの日程につきましては、お手元に配付しております資料2の1ページ目の一番下になります。ちょっと字が小さくて申しわけございません。要綱は、平成13年4月1日から施行ということになります。新しい取扱いによる資格証等の交付につきましては、本証の更新時であります9月末までに行うこととなります。それまでは経過措置といたしまして、現行の取扱いを継続することとなっています。

なお、催告等の準備作業につきましては、7月ごろから始める予定でございます。

また、短期証の交付対象の方につきましては、基本的に納付誓約をしていただきまして、更新時におきまして、その履行状況を考慮していきたいというふうに考えてございます。

以下、配付資料に従いまして概要をご説明申し上げます。

1 ページ目でございますけれども、この表につきましては、見方でございますけれども、左側の列が保険料の納付状況を5段階にして示してございます。完納から全く保険料が納付されていないという段階までの5段階にしてございます。被保険者数につきましては、年度の途中で加入された方につきましては、本証を交付することになってございますので、その方を除きまして2万6,800件ほどということで見込んでございます。

それから、数字を示しておりますけれども、かっこ内の数字は、納付要件によりまして、その要件に該当する件数ということでございますけれども、その中から除外要件に該当いたしまして、交付対象から外れるという方を除いた数字が外数字になってございます。

2 列目の小樽市の現行の取扱いでございますけれども、保険料を2分の1を超えて納付されている方につきましては、10月の保険証の更新時に本証を郵送しております。

それから、その下になりますけれども、納付が2分の1以下の方につきましては、昨年の10月から3カ月の短期証ということで窓口で交付をしてございます。

また、その中の一部の方につきましては、基準所得1人世帯で300万円ということなのですが、2人世帯

では、それに基礎控除分の33万円を加えまして 333万円以上の方で納付相談等に応じていただけない方等、41世帯ほどございますけれども、その中から、4件ということで、厳正に審査会を通しまして最終的には2件、今現在では2件まで減ってございますけれども、そういう交付の状況にございます。

それから、次の列でございますけれども、これにつきましては、法に示されております原則的な取扱いを示してございます。

保険料の完納世帯につきましては、本証を郵送するということは変わりございません。それから、一番下になりますけれども、全く納付がない世帯につきましては、資格証を交付するということになってございます。その中間の部分につきましては、完納ではないのですけれども、一部納入いただいている方につきましては、最初に、納入月に応じましてといいますか、最初に本証又は短期証を交付いたしまして、納期限から1年間たっても納付のないときに、未納月に対応いたしまして、さきに交付しております本証又は短期証を一度返していただくという手続を踏みまして、資格証を交付するということになってございます。つまり、同じ方に、最初に本証又は短期証を交付いたしまして、未納月に対応する分につきましては資格証が交付されるということでございます。

一番右側の列でございますが、小樽市が今これから行おうとする新しい取扱い方法でございます。

完納者につきましては本証を郵送することに変わりございません。それから、国の原則の取扱いと一部違っておりますけれども、保険料を4分の3以上納めている世帯につきましても、本証を郵送したいというふうに考えてございます。この分につきましては、滞納額が著しく減少した場合につきましては、資格証をいったん渡したものを解除するということで、小樽市では、それを現行4分3と数えましたけれども、その取扱いでの均衡を図ってのものでございます。それから、保険料の納付が2分1を超えていますけれども、4分3未満の部分につきましては、新たに6カ月の短期証を郵送していきたいというふうに考えてございます。それから、保険料の納付が2分の1以下で、全く納めていない方を除く部分があります。この部分につきましては、現行の取扱いと同じに考えてございます。それから、保険料納付が全くない世帯につきましては、資格証の交付ということになるかというふうに考えております。

表の下に米印で書いてございますが、先ほど、かっこ書きで資格証又は短期証の交付から除外する部分でございます。次のページで詳しくご説明申し上げますけれども、老人保健法又は公費負担医療に該当される方、又は、小樽市の医療助成制度がございしますが、乳幼児又は重度障害の方、又は母子医療制度、それらに該当する方、又は災害や病気、又は従業員の給与廃止など切実な事情に該当される方については除外対象になりますが、その方につきましては、下に数字を示してございます。単純に納付要件で見ますと、資格証 500件、短期証 1,500件とか 2,000件ほどということで見込まれるのですけれども、そのうち、今の除外されるだろう件数が半数ちょっと超えておりますが、1,050件ほど除外されまして、最初に、このままではということでご連絡を申し上げる件数が資格証・短期証を合わせまして 950件ほどが対象かというふうに考えてございます。もちろん、納付いただきますと、この中から外れていって、本証等の交付対象になっていくということでございます。

次に2ページ目でございますけれども、ただいまの資格証関係の適用除外につきましてご説明いたします。

まず、特別な事情等に該当する場合ということでございますけれども、国民健康保険法の施行令の中に特別な事情の概要が示されてございます。財産が災害又は盗難に遭ったとき、又は世帯主又は親族の方が病気・負傷された場合、それから事業の休廃止、事業主が著しい損失を受けた場合、又は、これらに類する事由がある場合、この場合につきましては、具体例につきましては、地方税法の第15条に載っているんですけれども、国税通則法第46条の方に詳しく載ってございます。範囲もちょっと広がっておりますので、基本的にこれを具体的に準用していこうということで考えてございます。

それから、そのほかには2番目になりますけれども、小樽市独自で定める特別な事情に類する事由ということで、ここに①から④まで示してございます。そのほか⑤に、その他特に市長が必要と認めるときということで、いろい

ろと事情をお聞かせいただく中で、上記では言い切れない部分の特別な事情があると思います。それらを救っていききたいというふうに考えてございます。

3番目でございますけれども、それら特別な事情があった場合につきましては、資格証、短期証ともに、該当者がおられる世帯全員を交付の対象から除外してこうというふうに考えてございます。それから、これらの事由に該当する場合で、保険料の納付が困難と認められる場合に限って適用をするということで、その取扱いをしていきたいと考えております。

それから次に、老人保健法の医療等及び小樽市の各種医療助成制度の取扱いについてでございます。

原則70歳以上の老健法等該当者、又は厚生省令で定めております公費負担医療に該当される方、それから小樽市の医療助成制度であります道老、市老それから重度心身障害の方、又は母子・乳幼児の医療助成制度に該当される方につきまして、3番目の取扱いでございますけれども、資格証につきましては、それら該当の方がおられる世帯につきましては適用除外ということで考えてございます。それから、短期証につきましては、ご本人につきましては本証を交付していきたいというふうに考えておりますけれども、ご家族の方には短期証の交付を考えてございます。

それから、次の3ページ目でございますけれども、1の遡及負担分といいますか、その納付要件をとる場合の保険料でございますけれども、あくまでも現年度分、法令でいきますと、過年度に係る部分といいますか、資格を遡及して保険料の課された部分を、例えば13年度の保険料として課す分があるのですが、それにつきましては対象から外して、あくまでも現年度分で換算していきたいということでございます。

それから2番目の保険給付の支払いの一部差止めにつきましても、特別な事情がある方は除外となりますけれども、基本的に納期限から1年6カ月を経過するまでに保険料が納付されていない場合につきましては、その療養給付費又は療養費等の全部又は一部を差し止めていかなければならないというふうになってございます。

それから、3番目のその差し止めた金額と滞納保険料の相殺について、これは十分事前に弁明等を取り寄せた中で話し合いをしていきますけれども、基本的には相殺をしていきたいというふうに考えてございます。

以上の取扱いにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

「平成13年度資源物収集回数拡大地区について」

○廃棄物対策課長

資源物の分別収集事業の収集地区拡大についてご説明いたします。

平成8年度モデル地区で開始いたしました資源物収集は、昨年4月より全市において月に20日間、月曜日から金曜日まで1日平均約4,000世帯を対象に実施しているところであります。平成13年度から、現在、資源物収集を行っていない土曜日に作業を実施することにより、月2回収集地区を約1万5,000世帯増加いたします。

今回の収集地区の拡大により、小樽市内の全世帯の約40%に当たる約2万7,000世帯が月2回資源物収集となります。拡大地区の選定に当たりましては、一つ目といたしまして資源物の収集率の実績。二つ目といたしまして排出ルールの遵守。三つ目といたしまして住宅事情や人口密度などを総合的に勘案し、資料として提出いたしました収集カレンダーのとおりとなつてございます。この資源物の収集カレンダーにつきましては、3月1日の新聞折込みなどにより全戸配布を行い、市民周知を図ったところであります。

また、新たに月2回収集となる地区及び収集曜日の変更となる地区につきましては、先般、該当の町内会を通じ、戸別にチラシを配付し、3月下旬からゴミステーションなどに収集曜日の変更ポスターを掲出する予定でございます。なお、平成13年度の資源物の収集予定量は約1,200トンとなっております。

以上でございます。

○委員長

最後になります。理事会の後で追加報告ということであります。

「放課後児童クラブの所管換えについて」

○青少年女性室牧野主幹

放課後児童クラブの所管換えについてご説明いたします。

本年4月1日から、小樽市の放課後児童クラブについて、市民部青少年女性室から社会教育部社会教育課へ所管を移したいと考えております。

理由といたしまして、現在は、市民部、福祉部、社会教育部の3部によりそれぞれ行っておりますが、これらの窓口を一元化し、市民にわかりやすい組織として、あわせてサービスの向上を図るものであります。

これに伴い、具体的な事務について申し上げますと、勤労女性センターで行っている花園、稲穂、堺の3小学校の放課後児童クラブにつきましては、女性センターの運営と一体となって行っている関係で、入会等の手続の一部について移管し、銭函サービスセンターで行っております銭函小学校の放課後児童クラブにつきましては、運営のすべてについて移管したいと考えております。

なお、福祉部で行っております児童館とあわせて行っております塩谷と稲北の放課後児童クラブにつきましては、これまでどおり社会福祉協議会の委託業務として行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

報告は以上です。

今定例会に付託された案件について、順次説明願います。

陳情第53号について。

○総合サービスセンター所長

陳情第53号 国道5号銭函西郵便局前へのバス待合室設置方についてご説明をいたします。

陳情の趣旨は、拡幅工事中の国道5号、桂岡十字街の銭函1丁目30番付近、札幌方向へのバス停留所にバス待合所を設置してほしいというものでございます。この場所には、以前、ブロック造りのバス待合所がありましたが、国道拡幅工事に伴い、支障物件として撤去されたものでございます。地元町内会などから、市に対しましてバス待合所の設置を要望されておまして、小樽開発建設部や地元町内会とも連携をとりながら設置について検討をしてまいりました。しかしながら、当該場所は国道付近まで店舗が隣接し、国道敷地に余裕がないこと。歩道には水道管や電話線など地下埋設物が多く、基礎工事面積が大きくなる施設の設置は難しいこと。それから、桂岡十字街から離れ過ぎると利用者にとっても不便となる。などから、適地がなく、設置については非常に苦慮しているのが現状でございます。今後とも、引き続き小樽開発建設部、地元町内会等とも協議しながら、あらゆる可能性について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長

次は、陳情第56号について。

○保健所総務課長

陳情第56号 国立療養所小樽病院の機能強化と充実要請方についてご説明申し上げます。

本陳情は、平成11年3月19日に、国立病院療養所の再編成計画の見直しにおいて、西札幌病院への統廃合が決定いたしました国立療養所小樽病院について、地域での役割を再度見直し、地域住民の医療要求に基づいて、機能強化と充実を行うよう関係機関へ要望することが陳情の内容でございます。

なお、平成11年小樽市議会第2回定例会におきまして、小樽市医師会ほかから提出されました陳情、国立療養所小樽病院の公的医療機関への譲渡方についてが採択され、当病院廃止後の後医療の確保を図るため、小樽市が関係

機関に働きかけていくとの陳情の趣旨から、その陳情採択を踏まえ、小樽市は平成11年8月、公的医療機関であります北海道済生会へ、後医療の確保方を要請し、現在、後医療を引き受ける方向で検討を進めていますことから、本陳情のとおり、国立療養所小樽病院の機能強化と充実を行うよう関係機関へ要望することとはならないものと考えます。

以上でございます。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順序とします。

○中島委員

○ふれあいバスについて

それでは、質問に入ります。

市長をお呼びしておりますので、ふれあいバスについて最初に取り上げます。

この間、代表質問でもふれあいバスについて取り上げましたけれども、そのときの答弁では、これ以上の財政負担は困難だ、バス事業者から支払額の増額を求められたら利用者の一部負担は避けられない、このように答弁をいただいております。

北海道新聞、読売新聞ともに理事者の防御を大変強調して報道され、一体、中島は何を質問したか不明な状況がありました。そういう点におきまして、もう一度ここで確認したいと思います。

ふれあいバスにはこれ以上のお金はかけられない、こういうご意見ですが、一体それはなぜでしょうか。

○市長

ふれあいバスの関係でございますけれども、平成11年に中央バスの方から話がありまして、利用者の数が当初の見込みよりも非常に多いという話がありました。中央バスが実際にバスに乗って、どれぐらいの利用があるかということで調査をした結果、乗った方と料金を掛けて算出した金額が8億から9億だというような報告がありまして、中央バスの方では、現在の市からいただいている補助金では足りないので、ぜひ増額をしてほしいという要請が平成11年にあったわけです。

私どもとしては、中央バスの言い分は言い分として、とりあえず平成12年度は現状で維持してくれ、12年度中に我々もいろいろと検討してみたいからということで、私の方も平成12年に調査をしてみた結果、大体、中央バスの言い分は間違いないだろうということになりました。そこで、平成12年は現状どおりやってもらいますけれども、13年度については、中央バスの要請もありますから、増額要請にこたえて2,000万増額して2億円ということで中央バスとの話合いがついたわけです。これは、13年度は現状のままで引き続きこの制度を続けていきます。

しかし、その後、14年度以降はどうなるか、中央バスとまだ話をしておりませんからわかりませんが、仮に、もし中央バスの方から今の2億円では足りない、もっと増額してくれ、こういう要請があった場合にどうするかという問題になるわけです。

したがって、その場合に、現在の財政状況なり、あるいはまた、今の介護保険に伴って、低所得者対策をどうするかというような福祉にかかわったいろいろな問題がありまして、そういった部分でまた財源が必要になってまいりますので、現在の2億円をさらに上積みしてくれという要望の際には、一部自己負担というものを導入しないとなかなかこの制度を維持できないだろう、そういう趣旨で申し上げたわけでございます。

○中島委員

つまり、ふれあいバスに使う財源としては、現在出している2億円が限度だ、これ以上はお金がないから使えない、ほかにも福祉対策するところもあるし、ふれあいバスについては、これ以上のお金の持ち出しはできない、こ

ういうふうにおっしゃっているというふうに受け取ってよろしいですね。

市長はそうおっしゃいますけれども、介護保険のお話は、低所得者対策をしなければならないとみずからお認めになって、10月までには何とかしなければならない、そうおっしゃっていました。今、お年寄りの生活実態がどんなふうになっているかということ余りご存じないのでははないか。実際に、私は、今回、資料を要求いたしました、老人医療費の一部負担がどのような経過になっていったかというものを出示しています。

まず、70歳以上の高齢者の医療負担について経過をお示してください。

○（高齢）管理課長

70歳以上の高齢者の方の医療費負担の経過ということでもありますけれども、昭和48年の老人医療費支給制度の創設によりまして、老人医療が無料化されております。

また、昭和58年の老人保健法等によりまして、外来が1カ月 400円、入院が1日 300円の自己負担が導入されております。その後、逐次、自己負担額が改正されるとともに、自己負担額の物価スライド制の導入や医療費スライド制の導入といったものが働いております。

平成11年に、外来が月4回まで1日につき 530円、入院が1日につき 1,200円となりましたけれども、今年1月からは、原則、かかった医療費の1割という定率制が導入されておりまして、入院は1カ月の上限額が一般は3万7,200円、低所得者は2万4,600円、老齢福祉年金を受給されていて、かつ低所得者ということで1万5,000円、長期特定疾患患者につきましては1万円となっております。

外来につきましては、200床以上の病院では月5,000円、ただし、その病院において院外処方の場合につきましては、医療機関と薬局で月2,500円ずつ、また、200床未満の病院、それから診療所につきましては1カ月につき3,000円、ただし、これも院外処方の場合は医療機関と薬局で各1,500円ずつとなります。また、それとは別に、月4回まで1日につき800円の定額制というものがありまして、これのどちらかを選択するという形になっております。

このほか、負担ということであれば、平成6年に入院時の食事療養費に係る標準負担額などが導入されております。

老人医療費は年々増大しておりまして、受給者が増えておりますけれども、これからもさらに増えていくという傾向が見えておりまして、これも緊急の課題ということになっております。

今回、1月の改正では定期カウントしています定率世帯とのバランスを取るということから、定額の上限を設けて多大な負担とならないような配慮をするということになっております。以上です。

○中島委員

非常に長い経過で一部負担が増額しているものですから、全部をお知らせすることはできませんでしたが、給食、食事代も1日780円という形で改悪されていますから、入院に1カ月5万、6万とかかるのが当たり前というふうになったのは事実です。これから定額制が設けられるといっても、今まで1回530円の外来が月5,000円まで払うということで、10倍になっている方もいるということは今話題になっている最中です。

それでは次に、昨年10月から、年金から天引きで介護保険料を引かれるようになりました。65歳以上のお年寄りの介護保険料の負担、これはどのような状況になっていますでしょうか。

○介護保険課長

介護保険料の関係でございますが、去年の4月から介護保険が始まりまして、4月から9月までは保険料を徴収しない、そういうことで、去年の12月から今年の9月までは2分の1に減額するという特別軽減を図ったところでございます。

概算段階の標準的な部分で申し上げますと、12年度は概算段階で年額9,270円、これが13年度になりますと、先ほどの特別対策が終わりますので年額2万7,810円、このような結果になってまいります。

○中島委員

それでは、こういう支出が固定的に出ていく中で、生活の糧である多くの方がもらっている年金、とりわけ国民年金に絞って、推移はどうなっているのでしょうか。

○保険年金課長

国民年金ということで限定させてお話をさせていただきたいと思います。

老齢基礎年金、2階建ての部分の基礎部分でございますけれども、その改正経過、これにつきましては、40年間支払った場合の満額額ということになります。月額で平成6年4月に6万2,275円だったものが平成6年10月には6万5,000円に4.38%増額になっております。それから、平成7年4月には6万5,458円ということで0.7%増、それから、平成8年、9年は据置きになっております。平成10年4月には6万5,625円となって1.78%増額になっております。それから、11年4月には6万7,016円ということで0.59%増額になってございまして、平成12年、それから平成13年につきましても、消費者物価指数が下がっている部分もございまして、支給額につきましては据置きという形になっております。

○中島委員

平成6年に6万3,000円の月額支給額が平成11年で6万7,000円ですから、4,000円ぐらいしか上がっていない、こういう状況です。

財政課にお聞きしましたら、国民1人当たりの消費税、これは13年度の国の予算を基礎に考えると現在の5%で1人当たり約10万、こういうことです。

今、財政・経済を立て直すために消費税を上げるしかないと盛んにおっしゃっているようですが、今の倍の10%にすれば、1人年額20万の消費税です。これは、収入に関係なく、1人平均ということで高齢者の皆さんにもかかってくるわけです。こういう実態の中で、お年寄りの福祉サービスがどうあるべきかということは、非常に大事だと私は思います。

市長は、今、これ以上お金をかけられない、市の財政は大変だとおっしゃいますけれども、私たち共産党は、毎年、予算修正案を提案して市民要求を実現する道筋を示しています。例えば、石狩湾新港管理組合の負担金、マイカルのための小樽縦貫線の整備事業、中央通地区及び小樽築港周辺地区の土地区画整理事業など、これらの予算を削減すれば11億1,600万、ざっと計算してもお金が浮いてくる。こういうお金の使い方は、切り替えればできるのではないか、このように考えているのです。

実際には、小樽の補完港として出発したはずの石狩湾新港に対して、小樽の港の衰退が避けられない状況が次々と起きているわけです。そういうところに管理組合のお金として4億6,000万を毎年出しているわけですから、ここを軽減して敬老パスに2億円以上出せないということになるのかどうか。財源の問題ではなくて、どういう政治を実現するか、こういう問題ではないかと思うのです。こういう点についてはいかがですか。

○市長

今、お話があったように、臨港道路はやめろ、それから中央通もやめろ、石狩湾新港もやめろということであれば、それでは小樽市はどうなるのですかと言いたくなるのですけれども、意見が違いますからあれですけれども、今、福祉政策の必要性というのは当然でございまして、私どもも精いっぱいやっけていまして、今のふれあいパスについても、今すぐどうこうするという話ではなくて、13年度は現状どおり実行します。それから、14年度以降については、中央バスとの関係もありますから、今から申し上げられませんが、できれば中央バスには現状のままで何とかやってほしい、こういうお願いはしていきたい、こう思っております。

○中島委員

お願いするのは結構なのですが、市の政治姿勢として、ふれあいパスを継続するかどうか、そのためにどうお金を都合するか、こういうふうにならないと都合できないと私は思うのです。

今ご報告にありました特養老人ホーム「はる」の補助金不正受給にかかわって、本市の補助金もまた減額されるということになっています。この減額は4,500万ということですが、これについては私も一度質問しまして、余るお金は福祉のために使ったらどうか、介護保険の低所得者対策に使ってはどうかと質問したこともありますが、使わないというご意見でした。

今後、予定されていたお金の使い道に関しては、これからだと思いますが、どれぐらいの期間でこれらのお金の運用を考えることになるのでしょうか。

○（高齢）管理課長

ノマド福祉会の特養「はる」の建設に関しまして、個人が摘発されたことで、確かに計算上は工事費の4,500万という金額を補助しなくていいことになりました。

しかし、市の補助金につきましては、国、道の一括補助という方法と異なりまして、法人に市中銀行から借入れをお願いしまして、10年賦でその償還時期に合わせて補助する、こういう方法をとっております。

これから、この4,500万を返済させるということではなくて、市として、計算しなければいけませんけれども、補助すべき正当額を持ちまして、残りの期間について補助をしていく、返済させるのではなくて補助をしていくということが基本的な考えであります。

ちなみに、1期工事につきましては、平成19年度までの償還期間という計画、それから、2期工事、増築については21年まで、まだまだ長い期間があります。

○委員長

ちょっと中島委員、ふれあいパスの関係でまだ続きますか。

○中島委員

いえ、もうちょっとで終わります。

○委員長

それでは、続けてください。

○中島委員

ふれあいパスの件でこのお話をしたのは、予定額が使われない分、お金が出てくるわけですから、そういうお金も含めて民生費の中でご検討をしたらいかがですかと、そういうことを再度お願いしたいと思って今のお話をさせていただきました。

病院代が上がってから、せめてこのふれあいパスで交通費が助かる、こうおっしゃっているお年寄りがたくさんいるんですね。そういう意味での市民の希望をぜひとも実現してほしいし続行してほしい、現行どおり続けてほしいということを再度お願いしまして、ふれあいパスについての質問を終わらせていただきます。

○市長

言い残しがありましたので。

実は、お正月休みに私のうちに電話かかってきまして、若いお母さんだと思うのですが、苦しいのはお年寄りもそうですし、私たちもそうだと。お年寄りはただだからいいけれども、私たちは買物に行くのにも毎日お金がかかる。市長さん、あなた知っていますか、買物パスというのが中央バスから出ているのをわかっていますかと言うから、それは知りませんと。2,600円の買物パスが2,000円に割引になるそうですが、私たちはそれを使って買物に行っているのだと。ですから、そういうこともあるから、お年寄りばかりでなくて、我々のことも考えてくれ、そういう電話がお正月からありまして、それは、あなたのおっしゃるとおりだと、負担のできる方から負担してもらった方がいいのではないか、そういうことでその方と意見が合いました。

ふれあいパスについては、市の財政が豊かになれば、ずっとこのまま行きたいと思いますが、財政状況を見ながら行っていきたいと思っています。

○中島委員

一言いいですか。

無料はよくないという理由はあるのです。市民権としてもそうだし、そういうふうにあるべきではないと言う方もいます。老人医療費がまさしくそうだったのです。ただで病院にかかるというのはやめようというご意見は随分ありました。そうして一部負担を導入した結果が今どうなっているかということなのですよ。際限のない個人負担、これは生きるかどうか、病院にかかれるかどうかということまで含めた医療費負担が実際に起きているわけです。

ですから、今、国は、効率的、あるいは自己負担の原則の下に、あらゆる分野にこういうものを進めていますけれども、これが本当に福祉と平和と、これからの生活をよくする中身かということ、経済活性も含めて萎縮させていく、お金を使えなくなる、こういうことに結びついたら、結果的には何の対策にもならないのではないかとということを再度訴えて終わりたいと思います。

(市長 退席)

○中島委員

◎国立療養所問題について

市長さんと呼ばしまして大変申しわけなかったのですが、それでは、保健所の方に、ただいま陳情があった国立療養所の問題について質問をいたします。

国立療養所小樽病院の機能強化と充実要請の陳情が出されております。今、説明があったとおり、平成11年の小樽三師会の陳情が採択されまして、公的医療法人に現在の医療機能を継承することを前提に譲渡移管を検討中と聞いております。その後の検討についてはどこまで進んでいるのか、お聞かせください。

○保健所総務課長

国立療養所小樽病院につきましては、これまでもご質問がありましてお答えしておりますけれども、先ほども説明いたしまして、後医療を引き受ける方向ということで検討を進めているわけですが、国立療養所小樽病院の現在の施設は、かなり古い施設であると。済生会がこれを引き受けるといった場合に、前提として施設整備ということで、現在の施設を抜本的に整備した上で後医療を引き受ける、あるいは、北海道済生会は現在医療機関を持っておりますけれども、この施設と比べますと、構造的に大変複雑になっている、そういったことで効率的な運営を図るためにはどのようなになっていくのか、そういうさまざまな細かい作業があると。そういったことで少し時間がかかっていますが、私たちといたしましても、早い時期に譲渡移管できる方法を検討中なのですが、早い時期に結論を出せることを期待しているところでございます。

○中島委員

その検討の中に、機能をそのまま継続することについての議論というのはないのですか。

○保健所総務課長

当然、一昨年の小樽市議会の陳情採択を受けまして、公的医療機関である北海道済生会へ、小樽市として後医療を、現在まで行っていた地域医療、この機能を今後も果たしてほしいということで、陳情の趣旨はそういうことでございましたので、そういう旨、北海道済生会へ小樽市として要請しているわけですが、当然、そういったことで、北海道済生会としても、現在の機能、これをそのまま継続していく、そういうことで検討しておりますので、現在の機能を引き継ぐ、こういう内容の検討というふうに理解しております。

○中島委員

昨年9月7日に、我が党の花岡ユリ子道議が厚生省交渉に行っています。そのときに、北海道の国立病院は地域医療の第一線のものだ、国は国民に対する医療責任を果たすべきだ、国立病院の統廃合はやめるべきだと強調しております。

国の今後の方針は、今のところ国立療養所、国立病院の統廃合は進んでいないと判断しておりますが、ここの動

き、国の動きについてご説明をいただきたいと思います。

○保健所総務課長

昭和61年以来の国の国立病院・療養所再編成のこれまでの動きなのでございますけれども、昨年12月の閣議決定の、これは行政改革大綱なのでございますけれども、これによりますと、61年度当初の再編計画におきます施設数、これは74施設があったそうですが、昨年12月時点では74施設のうち半分、37施設が再編成計画が実施されていると。ですから、当初計画では半分が実施されているということです。

また、この行政改革大綱なのでございますけれども、当初の61年の再編計画で未実施の部分なのですが、これにつきましては、速やかに廃止も含めた検討をしなければならない。さらに、平成11年3月の追加の見直し計画で新たに加えられた施設、これにつきましても、平成13年度末をめどに施設の対象ごとの対処方策を決定し、着実に実施するというのが、昨年12月、国の行政改革大綱で言われております。

こういったことから言いまして、先般も報道がありましたけれども、道内におきましては、昭和61年度の当初計画におきまして、5施設につきまして、今月末をめどに国の方もどうするのかということを発表すると言っていますので、そういったことからいきますと、小樽以外の道内におきますそういった施設におきましても、今後、いずれ、どうするかという方向性は、引き続き国としては決定していくのかなというふうに思います。

○中島委員

平成13年度末までに一つずつの対象病院について結論を出す。ということならば、小樽の国立療養所についても、済生会がはっきりした態度をとらない限り検討されているということに評価されないのではないですか。そういう意味では、速やかに結論を出していく必要があるのではないですか。

○保健所総務課長

先ほども申しましたが、私たちといたしましても、速やかに北海道済生会が国から譲渡を受けて、今後、新病院を設立する、そういう形の結論を導き出してほしいという期待は十分持っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、そういう施設整備、そういったことを行いますと、当然、それに必要な資金、そういったものも必要になってくるわけです。

現在、北海道済生会としては、既存の医療機関、北海道社会福祉施設、といろいろ展開しているわけです。こういったことも十分考えながら、この新病院の開設に向けて結論を出さなければならないというふうに考えておりますので、できるだけ早期に済生会に譲渡をされて、そういった新病院開設のめどを早目に出していただきたいという期待を持っております、その辺が13年度内には行われるだろうと思っておりますけれども、それがいつの時点かということは、今の時点でははっきり申し上げられません。

○中島委員

重度心身障害児医療やリハビリ、結核の部門も含めて、国立の医療機関として果たしている役割は大変大きいものがありました。そして、現行どおりの医療の継続をこの小樽で続けるということが約束でした。もともとは、議会としても国立病院として残ってほしいというのが本当の願いで、それがだめなら、せめても公的法人にという話でしたから、この陳情の趣旨については、皆さん、賛成なさるのが当然ではないかと思います。

ただ、今のお話を伺いますと、済生会の医療機能の中身に合わせていろいろな変化もあり得るという含みを感じるのですが、済生会が引き受けられないときには、他に引き受ける公的法人を探す、こういうお約束でした。第2の引受け先は検討する必要がある、このように判断してよろしいのですか。

○保健所総務課長

現時点では、私どもは、済生会からは後医療を引き受ける方向ということでお聞きしておりますので、現在の状況では、その他の公的医療機関ということは全く念頭にはございません。

そういったことから、以前にも、万一ということでお聞きをされたことがございましたけれども、そういった万

一ということも、現在の状況では私たちは想定しておりませんが、もし万一そのような事態になったときには、公的医療機関というのはまだほかにございますので、その時点でそのようなことも考えなくてはならないのかなと思っております。

○中島委員

◎介護保険について

それでは、介護保険について質問をいたします。

今回、意識調査の結果ということでご報告を受けましたけれども、まだよく検討しておりませんが、率直な感想としては、2,400人以上の方々を対象にして、結果的には有効回答数 200人ぐらいですか、1割弱ということで返事がちょっと少ない、対象規模が少ないという感じを受けます。

他市町村もいろいろ実態調査をしているようですが、そういう点で、今回この調査をまとめてみて、福祉部の方は、介護保険に対する市民の意識調査をどういうふうに評価していらっしゃるのですか。まず、それをお聞かせください。

○介護保険課長

アンケート調査の回答のことをございます。

まず、この調査で介護保険がサービス利用者の生活というようなことを先ほど申し上げましたとおり、精神的に楽になったというような回答がありました。あるいは自分の身の回りのことをする意欲が出てきた、こういった積極的な回答がありました。また、サービスに対する意識につきましても、制度や利用料、そういった関心の高まり、あるいはサービスを積極的に活用しようという意識、こういった介護保険に対する意識の高まりがうかがわれます。

また、介護をしている家族の方にとりましても、精神的に楽になった、あるいは時間にゆとりができた、介護する時間が減った、こういったことで介護保険の当初の目的としておりました介護をしている家族から介護を解放しましょう、こういった一つの目的も、この調査を見る限り、ある程度達成されているのかなと、このように受け止めております。

また、介護保険の施行前後のサービス量なんかを見ましても、まず利用者が増加している、こういったことが一つ挙げられますし、サービス量が増えた、減ったの回答によっても、サービス量が増えたとお答えになった方が多い、こういったことで介護保険の施行に伴ってサービス利用の意識が高まったと受け止めております。

ただ、中を細かく聞いてみますと、措置制度から契約制度に変わりまして、重要事項の理解の中で、居宅への支援、一般のサービスの中でも余り理解ができなかった、ほとんど理解できなかった、こういった方も10%前後見られます。それからまた、ケアマネジャーさんに対しては非常に高い評価をいただいていますけれども、一方では、希望を聞いてくれないとか、こういったこともあります。こういった部分では、今後とも引き続きサービス事業者の方と協力をしながら適正に進めていく必要があるのかなと思っております。

また、私どもの方で最も着目しておりました負担額の問題は、おおむね妥当というのが45%ぐらいでございすけれども、小樽の場合は、全国に比べて所得水準が低いということもありまして、負担額が高いと思う方が安いと思う方の3倍も多いと。こういったことで、我々としては低所得者対策を十分検討する必要があるのかな、このように受け止めているところであります。

○中島委員

日本共産党が、今回、介護保険の保険料・利用料の軽減策を盛り込んだ予算修正案を予算特別委員会に提案しております。

保険料で言えば、第1段階の方は、保険料・利用料ともに全額免除、第2段階の方は2分の1免除、第3段階の方は3分の1免除というわかりやすい数字を使って軽減策を提案いたしました。残念ながら否決されましたが、この内容について実施できないものでしょうか。

まず、このことについて、福祉部長はいかがですか。

○福祉部長

きのうの案件でございますけれども、市長からご答弁申し上げますように、今年の10月から満額という形で保険料を徴収されることになりますので、それまでの間に検討してまいりたいということであります。

繰り返すようではございますけれども、現在は、そういうことでございます。

○中島委員

厚生労働省の方では、保険料の軽減について、あるいは利用料の軽減についての一定の基準、国の方針というものをしています。それについてはいかがでしょうか。

○高齢社会対策室長

国の考え方ですけれども、三原則ということで言われておりますが、全額はだめですと。それから、一律にやることはだめです、個々のケースで判断してくださいと。それから、一般財源からの繰入れは現実にだめですと、これらが不適正な取扱いということの趣旨であります。

○中島委員

その指導については納得する、この基準に基づいてやる、現在こういうふうにお考えですか。

○高齢社会対策室長

これらを含めて、果たしてどういうふうになるか、基本的には、今、国の考えのとおりなのですが、果たして小樽に持ち込んだ場合に、それが可能なのかどうか。いろいろな問題があると思いますので、一応それらも含めて、考え方を決める上では国の方針なんかも入れて、当然、考えていかなければならないというふうに考えております。

○中島委員

それではお聞きしますけれども、介護保険の保険料が各自治体ごとによって違いますね。これはどうして違うのでしょうか。

○介護保険課長

介護保険料の関係でございますけれども、まず、3年間で介護の費用がどれだけかかるのか、こういう費用を推計いたします。その額は、当然、その自治体、自治体によって違ってきますから、まず、そういった費用の面の要素がございます。

それからもう一つ、それは被保険者数、つまり65歳以上の方、それがどの程度になるのか。なおかつ、その人たちがどういった所得水準にあるのか、そういったことによって各都市の保険料が変わってくる、こういったことでございます。

○中島委員

今お話しのとおり、各自治体の実情によって、お年寄りの数、利用するサービスの中身、それに合わせて各自治体で決めているのが今の介護保険料だと思うのです。介護保険の実施責任者は市町村です。介護保険は地方分権で自治事務になっています。そういうことに基づいて、一律ではなくて、地方のそれぞれの実情に合わせた保険料を決めているわけです。

保険料を決定するのは市町村の仕事でありながら、同様に保険料の負担軽減について、市町村の実態に合わせて市が決定するというのが当たり前ではないですか。国は、これに対して拘束力を持つものですか、お答えください。

○高齢社会対策室長

介護保険法そのものは国が決めまして、骨格の部分はほとんど介護保険の中で決められているものでございます。

そういう中で、保険料の算出の考え方あるいは介護報酬、そういうものも決まっているわけでございます。そして、基本的にかかる経費の2分の1は税負担、それから、残る2分の1を45歳以上の2号保険者の方が33%、高齢者の方が17%という負担割合の中で決まっていくものです。そういう中で、それぞれが負担し合うという制度でござ

ざいます。

したがって、この枠組みは、基本的には介護制度そのものの根幹の部分ということもございしますので、これがばらばらに行われるということについてはやはり問題があるのではないかというふうに考えてございます。

○中島委員

私が言っているのはそういうことではないのです。保険料を決めるについての負担割合はそれで構いません。それはそれとして、自治体の都合、お年寄りの状態、人数、収入状況、それに合わせての軽減策あるいは対応策を考えるのは自治体独自の役割であって、国が、その自治体で決めた中身について一定の権限、拘束力を持つ、そういう権利はあるのですか。そのことを聞いているのです。

○高齢社会対策室長

その場合に、それぞれの自治体の財政の問題、それから、国から、あるいは道からのそれぞれの持ち分の問題、こういうもろもろの条件がありますので、当然、各市町村の判断の中でできる、そういうものはあると思うのですが、その中でそれぞれが検討していくということだと思います。

○中島委員

これは自治体の決定事項であります。先ほど言った三つの原則とは言いますが、それに何ら拘束されることなく、小樽市は小樽市として独自の小樽にふさわしい軽減策を実施することができると思います。ぜひそういう観点でお願いしたいと思います。

最後に、介護保険の介護を予防する事業ということにも大変力を入れて、介護保険を利用しないで、いつまでも元気でお年寄りの皆さんに頑張ってもらいたいという介護支援事業というのがかなり積極的に組まれています。

今議会に、市長あてに、湯鹿里荘の継続運営の要望書が利用者の皆さんから出されております。

中央バスが採算が合わないということで今月いっぱい閉鎖、売却先を探すということになっていますが、高齢者の皆さんの交流の場になっている湯鹿里荘、温泉が体に大変効いてよくなったと評判です。ここに、元気なお年寄りを対象にボランティアを募集して、介護予防事業として、温泉のある小樽のまち独自の介護予防事業としての施設運営、こういうことなんかも検討してはどうか、こういうご意見もございします。どうでしょうか。

○福祉部長

ただいま、湯鹿里荘についてのご提案でございしますけれども、私どもは、所管の経済部がいろいろ検討している部分がございますので、経済部とも連携を取って、そのようなことで考えております。

○中島委員

ぜひ連携して、年金福祉のいい施設として実現に向けて検討していただきたいと思います。

◎国民健康保険について

次に、国民健康保険のことについてお伺いいたします。

今日も説明を受けましたけれども、今年の4月からいよいよ資格証明書の発行を義務づけるという法律が実施されます。

私は、短期保険証のことにこだわっていろいろ考えていたのですけれども、どうもいろいろ考えて行き着いたところは、結果的には、これは短期保険証の問題ではなくて、国民健康保険証を渡すか、資格証明書にするか、どちらかの問題であって、その間を調整するために短期保険証があるのだ、こういうふうに理解いたしました。こういう理解でよろしいでしょうか。

○保険年金課長

ただいまのご質問にお答えします。

短期証につきましては、資格証にかわるものといえますか、今回改正されました国の法律のつくりによりますと、一度、本証又は短期証を交付して、納期限から1年後にまだお金を納めていないというときには、それに対して資

格証を交付することになっております。その場合に、本証を交付することは原則にありますけれども、本証にかわって有効期限の短い短期証というものを発行すると。

この短期証につきましては、本証と全く同じ様式になっておりまして、それで有効期限の欄だけが、そこに印字される有効期間が短くなるものを短期証という言い方をしておりまして、医療機関等にかかった場合に、給付等の取扱いについても全く同じということで、国の方では、接触の機会を多く図って、なるべく話合いを続けていくための手段ということで考えてございます。

○中島委員

つまり、保険料の払い方によって保険証の期間が変わる、こういうことですね。

そういうことになれば、小樽の国保対象者数、それから保険料の完納者数は、現在のところ、どういうふうになっていますか。

○保険年金課長

今、保険証は世帯単位で出てございますので、国保の加入世帯数でお答えさせていただきたいと思います。

これは、2月末現在で2万9,313世帯ございますけれども、年度の途中に転入とか新規加入として入ってこられる方が2,500件ほどございます。この方につきましては、入られたときに本証をお渡しすることになりますので、その部分を除きまして、先ほどご説明申し上げましたけれども、2万6,800世帯ぐらいが全体数だろうというふうに考えております。このうちの完納世帯につきましては、約9割の2万4,400世帯ということで見込んでございます。

○中島委員

それでは、完納していない方々、この方々を、全員、資格証明書対象とすれば何人ぐらいになるのでしょうか。何世帯ですか。

○保険年金課長

単純に納付要件だけで見ますと9%ぐらいで2,400件ほどになると思います。けれども、この中から、先ほどの老人保健該当、また公費負担医療に該当されている方、また、いろいろな災害等の特別な事情のある方等を除きまして、4%で1,100件ほどが、国の示すと通りの件数でいきますと、そのくらいの件数にはなるかなと思っております。

○中島委員

基本的なことなのですが、その資格証明書の発行をもって短期保険証を発行していくということを法律上義務づけて、この4月から執行するという目的は何ですか。

○保険年金課長

資格証明書の、平成12年度の国保法の改正の目的でございますけれども、今、全国的に収納率が非常に下がってきてございます。以前は、5%以上、小樽市よりもよかったのですが、平成11年度では小樽市の方が逆転しているというような状態まで落ち込んでおります。

これによりまして、医療費が上がっている中では、全国に2,450市町村ほどありますけれども、その60%ほどが赤字団体ということになってきてございまして、保険制度の最後のよりどころと、国民健康保険制度そのものの存続自体が危ぶまれてきている部分もありまして、やはり収納率の向上というものを第一の目的にしなければならないということでございます。

そのことが、保険料収入とペナルティーの解消ということもありまして、国保財政の健全化を図る、又は加入者の公平を図る、一生懸命に納めている方がばかを見ないというような部分に着目しての制度改正というふう聞いてございます。

○中島委員

つまり、収納率の向上ということですが、一般者の方の公平感ということもおっしゃいました。それでは、国は、収納率を改善する、このために法律というものを義務づけたわけですが、これでどれぐらい収納率を改善する予定なのですか。

○保険年金課長

正直に申し上げまして、先ほどもお示しました小樽市のこれから取り扱っていかうという内容でございますけれども、これをそのまま基本的に読み直した場合の取扱いよりも緩めたといいますか、短期証に重点を置いた取扱いということで考えてございますので、基本どおりにやった場合の収納率というのは考えてございませんでした。

それから、小樽市の場合、それでは新しい法律が通った場合にどうするのかという数字につきましても、ちょっと具体的にはつかむことが難しいということで考えております。最終的には、国から交付される交付金のペナルティーが解消されるという92%というのが一応の目標でございますけれども、それに向かってということで考えているということです。

○中島委員

それは小樽市の話ですよ。国全体の保険料収納率アップ、そのことが目的ですよ。国全体としてはどれぐらいの目標なのですか。

○保険年金課長

私どもも、今のところ、国の発行といいますか、国の監修を受けて発行しております国保実務とか、もろもろの国保新聞等で情報を集めておりますけれども、国から、新しい方法によりまして、具体的に何%上げるというような数字は示されてございません。

ただ、現状のままでは下がったままということでございますので、それに少しでも歯どめをかける、また、将来に向けては上昇させるという考え方だというふうに思っております。

○中島委員

甚だ心もとない制度だなということを感じますが、課長がおっしゃったように、6割の自治体で国保財政は赤字だと。政策がうまくいっていないということの裏づけではないですか。それを、今度は、解消できる見通しを持っているのかと言えば、収納率の具体的な改善策がない、数値も示されていないというお話です。

特別に難しいことを考えなくても、国民健康保険の方々がどんなに大変かということは、目の当たりに、相談者が見えますからはっきりしています。失業や離婚、病気などで、今まで払っていた国保料が簡単に払えなくなる方がいっぱいいます。

私は、保険証を取り上げるというやり方が本当に国保の保険料収納率に結びつくのか、甚だ疑問どころか、もっと悪化するのではないかと思います。

大体、1984年に各国保事業における総医療費の45%の国の負担分を38.5%に減らしてから、国保料がどんどん高くなってきているのです。どんどん高くなって払い切れないことが社会問題になって、そして、今度は払えなければ保険証を取り上げる、これは全く制裁措置そのものであって、およそ良識のある政策とは言えません。

憲法に基づいて、憲法第25条は、すべての国民が健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する、こういう理念に基づいても、今の国の国保政策は、さらに混乱を想起させても、改善になるものと思われません。

小樽市独自で奮起する部分については限りがあると思いますが、こういう政策で国民の医療や健康が一層悪化するということだけは、きちんと反対の意見を述べておきたいと思ひますし、資格証明書の発行、短期保険証の発行は認められないものです。

◎北後志地域のごみ処理広域化基本計画について

最後に、環境部に質問します。

先日、予算特別委員会の厚生所管で北野議員が質問しております。

北後志地域のごみ処理広域化基本計画書が提出されていますが、焼却炉の設置予定地域の住民の反対のために計画どおり進んでいない。そのために、計画が遂行されないさまざまな問題が起きてきています。

改めてお尋ねをしたいと思いますけれども、この基本計画書の一番最後のページに、第6章ごみ広域処理の今後の課題というのが第1から第11編までまとめられています。本来なら、これに基づいて一つずつ進めていく、これがどこまで進んだかということを明らかにする必要がありますと思います。

ところが、今の事態は、一番最後の11番目にある既存施設の廃止、これを今議会で決める。ここが決まれば、このようになると思います。そのほかのところでは、施設整備、適地の選定、周辺地域住民の建設同意、ここら辺のことからつまづいて進んでいないというのが今の実態です。

大きな問題は、私たちは広域連合には反対しております。地域住民の意見が届きにくくなる、議会の形骸化ということで広域連合で運営するのは反対ですが、広域連合になるまでの間は、一体どこでだれがどういうふうに進めるのか、議会のチェックと6市町村の合意というのはどういうふうに取り交わされていくのか、ここが非常にあいまいなためにさまざまなぎくしゃくが起きているのではないかと思います。

そういう点で、正式な広域連合がない段階での物事の進め方の基本について、どういうふうに進める予定なのか、まず明らかにしてください。

○環境部長

最初に、地元住民の反対で云々とありますが、反対ではなく、まだ同意が出ていないといった段階で、反対のために滞っているわけではございません。そのあたりは誤解のないようお願いをしたいと思います。

広域化の関係ですけれども、基本的には、これまで何回も答弁していますけれども、ダイオキシンの関係の施策の中で、北海道における広域化の計画をつくって、それに基づいてやっているということでもあります。

道がつくった計画の中では、基本計画、実施計画をつくる、こういったようなことで、全道を32のブロックに分けて、その後、一部ちょっと変更があったようですけれども、分けて協議会をつくって、その中で準備行為を進めていく、そういう構図になっております。私どもの北後志ブロックも、そういう形の中で、平成10年9月だと思えますけれども、後志支庁の指導により連絡協議会をつくって、準備行為をして、今、お手元の基本計画の策定の作業に取り組んでいます。これが一定段階に達して、まとまって、それに基づき、昨年の7月11日に6市町村による基本計画に基づく施設整備を進めるという基本的な合意をいたしましたので、これは議会に報告しましたけれども、それでも連絡協議会ではないだろう、進めるべき体制だろうということで、道主導による協力体制を推進協議会というふうに衣替えをして、名称替えをして進めているということです。ほかの都市でも、今、広域を進めているところでは、おおむねそういうような状況で進めております。これは、議会との関係もありますけれども、当然、しかるべき時期にそれを広域連合に収れんしていく、そういうふうな形で進めていくことになろうかと思います。

○中島委員

だから、その推進協議会の中で話し合っている中身、それから、その経過、どういうことを今度は推進協議会で話し合うのか、話し合う予定のものは結果的にどうなったのか、こういうことを各議会に報告したり、あるいは承認を得たりする、そういう過程が必要なのではないですか。

○環境部長

それはそのとおりでございまして、そういう意味では、これまでも、すべて事細かなということでは兼ね備わってはいませんが、ポイント的なことにつきましては、さっきも言いましたように、例えば6市町村で合意を見たとか、プロポーザル方式で調整に当たりたいとか、そういったポイント、ポイントのときには報告をしておりますし、これからもそういう形で、6市町村ともそれぞれが、協議会というのはまだ一種の任意団体ですので、そういった面では連携を取り合って、それぞれの議会に報告をして理解を求めるもの、あるいはお決めいただくもの、いろいろあろうかと思いますけれども、そういった手続をとりながら行かなければならないかなと。これが、

質問に何回も出ていますけれども、透明性とか公正性とか、そういったようなことになるのだろうと思います。

協議会単独で何事でも進めるというふうなことでは考えてございません。当然、小樽であれば、小樽市議会に経過の報告というのは、昨年度はいろいろご指摘をいただいていますので、少し綿密に、もう少しきめ細かな報告ということを中心にしながら進めていこうというふうなことで今考えおります。

○中島委員

ですから、資料要求して出てきた中身を見ても、平成12年11月に北後志地域広域ごみ処理施設計画等調査業務委託仕様書案、1から5まで案として12月の段階で出ているわけです。この中身については、こちらに書いてあるように、生活環境影響調査業務に始まって、廃棄物循環型基盤整備事業の計画見積書、整備計画書、5点について出ているわけです。これは大変な細かい内容のものです。これは、いつ議会で諮るのですか。どんと出されて3日後に結論を出せと言ったって、大変なことです。こういうことも含めて、この中身を私たちがちゃんと目を通して、どういう計画を進めなければいけないかということを確認する場所は、どういうふうにご計画なのですか。

○環境部長

今ご指摘の仕様書関係は、あくまでも、これから提携をして事業に進めるために必要なコンサルを選ぶときのための添付資料ということで、一つの標準的なタイプのものを案として示して、コンサルを決めるときの材料にしました。コンサルが決まりましたので、今度は、地元の関係を別にしまして、それをいただいた段階以降の作業になりますけれども、具体的に、その標準タイプのものを小樽市タイプのものに、もう一回、内容をさらに精査をして補充をして、それはたしか「案」がついていると思うのですが、その「案」をとった段階で、今の案と違った意味でまた原案になりますが、それを、当然、こういった内容の調査をやるということのご報告は、その段階で、一定の期間、また皆さんに、厚生常任委員会等に報告をする中で議論、協議をいただくということになろうかと思っております。

○中島委員

いつ示す予定かというところを、日程的なものがなかなか明らかにされないようです。流動的な部分もあると思いますけれども、こんなに細かいものを全部一遍に出されてもわからないというのが率直な話です。だから、決まったものをちゃんと示すだけではなくて、経過を議論しましょうと言っているわけですから、そこら辺については既定の厚生常任委員会の定期のものだけで対応できないということになれば、会派の皆さんの賛成をいただければ、閉会中の厚生常任委員会も含めて検討して、内容をきちんと皆さんが理解する形で進めたいと。市民の意見も議会の意見も参考にさせていただきたいし、「案」をとって完成されたものを出してくれということを要求しているわけではないので、どうやって意見を反映できるようにするかということについて準備しなければならないという意見なのです。

○環境部長

いまだに、そういった形で正規に議会にお示しできないというのは、実は今、私どもにとって最大の課題は地元の合意をいただくということに力点を置いております。

地元の皆さんにご理解をいただかない段階でお示しをするということは、地元の皆さんに対して事前着工とか先取りになる形の理解をされる要素をはらんでいる、そんなようなことがあるものですから、私自身、そういう意味ではじくじたる思いではいるのですが、まだお示しはできないと。そういったような事情があることをひとつご理解いただきたいと思います。

それから、今おっしゃいました定例会以外のときの臨時といいますか、厚生常任委員会の開催についても、これまで、昨年の7月以降、あるいは高階委員長のお計らいもありまして2回ほどやっております。当然、私どもは、いったん決まったら、かなりいろいろなことが次々出てくるといいますので、そういうことになるとすれば、定例のときであっても対応できないというふうに私自身も思っていますので、そうなれば、また、高階委員長にご相談

をして臨時の開催をお願いして、一つ一つ皆さんにご相談を申し上げたい、そんなようなことでおりますので、この辺あたりはぜひご理解をいただきたいと思います。

○中島委員

結果的にそうおっしゃっても、桃内の皆さんの賛同を得られない中で進めているではないですか。進めているということは、結局、公表するかどうかの違いであって、この路線でやる準備をしているということなのですか。

そういう点について、議会が全く、厚生常任委員長に相談はしている、お諮りしていると言いながら、詳細を全部わかっているわけではないですから、わかったことを前提にして言われても、ちょっとこれは困難なものがあるのではないかということを、私は言って発言を終わりたいと思います。

○委員長

それでは、共産党の質疑を終了いたしまして、民主党・市民連合に移します。

○佐藤（次）委員

◎少子高齢化社会について

今、いろいろ高齢化社会あるいは少子化傾向ということで、大局的に見ると、少子高齢化社会がこれから進むと。これは、日本という国にとっては、生産人口が将来的に当然少なくなっていくわけですから大変な事態になっていく。こういうことで、しかも今、日本がその世界では先端を行っている、こういう認識に立たなければならないのかなというふうに思っています。

きょうは、理事者の皆さんとそういう大きいことを議論をするというよりも、そういうことの認識の中で、とりわけ高齢化の関係については、先ほど来、質問がありますように、さまざまな事業が展開されている。あわせて、少子化についても、それなりの事業が展開されているとはいえ、まだまだ少子化の方にとっては課題が相当あるだろうというふうに思っています。

そういう認識に立って、最初に、少子高齢化社会と言うけれども、本市の今の傾向というのは、そういう意味では人口動態になるのですが、どういうふうに押さえておられるのか、そこからちょっと入っていききたいと思います。

○児童家庭課長

特徴といいますか、そういうことで人口動態はどうなっているかということでございますけれども、昭和35年の国調で人口が一番多くて19万 8,511人おります。そのときに、年少人口ということで、0歳から14歳までですけれども、これが5万 7,100人おまして、総人口に占める割合が28.8%だったのです。そのときに、老年人口ということで、65歳以上ですけれども、これが1万 344人で 5.2%です。

これが、平成7年の国調では、人口が15万 7,022人で、年少人口ということでは2万 352人、老年人口が3万 524人で、それぞれ率では13.5%と、65歳以上が20.3%というふうになっています。

ちなみに、13年2月の住民基本台帳人口で言いますと、人口が15万 1,391人に対しまして、年少人口が1万 7,187人で 11.35%、老年人口が3万 5,711人で 23.59%という状況になっております。

○佐藤（次）委員

高齢人口は、高齢化人口といいますか、この率は、今ありましたように住民基本台帳からいって 23.数%、それから、年少人口については 11.35%ということで、今、日本社会は深刻な姿でどんどん走っているということになるわけです。

それで、少子化ということなのですから、とりわけ、本市は、全道的に見ても、少子化の率がそんなことで人口構成比からいくと、どんどん上がっていったらいいというのか、そういうことについて、いろんな現象があると思うのです。経済的な問題、あるいは女性が社会へ進出するという中で少子化、さまざまな傾向があると思うのですが、この辺はどういう認識を、これは、福祉部というのか、保健所になるのか、どちらでも結構ですけれども、

そういうことの小樽における状況をどう考えておるか、そのあたりでもしございましたら。

○保健所保健課長

少子化を表す指標に、合計特殊出生率ということで、1人の女性が45歳を妊娠可能な最高年齢というふうに考えて計算した数値がございまして、それを保健所では国調年ごとに算出しております。先ほど、児童家庭課の方からあった平成7年の段階で1.13という数字が出ております。これは、理論的に、2を割ると国民平均人口がどんどん減っていくという、そういうことで、実は、その年以外の平成10年、11年にも計算をして1.08、1.02という数字を出しておりますので、まだまだ少子化傾向は進むというふうに見られております。

○児童家庭課長

先ほど委員の方からも、結婚とか育児の意識とか社会経済情勢とかということではいろいろありましたけれども、そのとおりであろうというふうに思っております。

もう一つは、これは、小樽市の、私が前に企画にいたときに調査したことなのですが、結婚とか、職場に通勤をするといいますか、そういう状況になったときに、札幌市の西区といいますか、そっちの方に移動しているという実態があるということが、そういう傾向があったということは前の調査ではありました。

○佐藤（次）委員

その辺の対策というのは、逆にまたいろいろな施策があるわけですが、ある意味では、小樽では、企画部が、そういうデータに基づいて、どういう政策が必要なのか、あるいはどういう傾向に持っていくかということが、ある意味ではローカルになりますが、そのことは、今日は企画部はおりませんし、それぞれ原課の皆さんは、現状の中での対応を取られている皆さんですから、その辺については、多少、省略をします。

少子化により、さっき言いました将来の生産人口が減るということはもとより、今度は、子ども自体の触合いをそれぞれ持つ機会が失われていくとか、あるいは、そのことによって社会に対する目というよりも、うちにこもった状況になってしまう。帰っても母親がいない、あるいは、父親は当然仕事に出ている、ある意味では核家族の、さらに核家族が進行してきている、そのことによって決していい社会の状況は生産することができないということで、今、非常に危険なところにあるというのがある意味での見方なのです。

そんなことで、企画部にお任せするところはお任せいたしますけれども、今、小樽市で、少子化傾向の中で児童や子供に対する施策というのは、どういうものがどの程度あるのか、細かいものもあるのでしょうか、ここではとりあえず福祉部がやっている仕事になるのでしょうか、その点をちょっと。

○児童家庭課長

13年度の人口対策関連事業ということで一応取りまとめている中で、子育て支援促進事業ということで大まかに取りまとめをしております。

その中で、どういう事業があるかとなると、例えば、今年、新規で始まります延長保育事業だとか、これも4月の2日にオープンしますが、子育て支援センター事業、それと産休明け保育事業、保育所の認可外保育事業の補助金の拡大とか保育所の地域活動の拡大、新赤岩保育所の建設とか乳幼児医療助成事業、児童手当事業などがございます。

○佐藤（次）委員

結構いろんなことをやっているんですね。

しかし、それが人口統計上の方にどうも結んでいかないということで大変なことになっているわけです。

◎ファミリーサポートセンターについて

そこで、平成13年度の国家予算の中では、今、課長が言われたことももちろん入るのですが、小樽市ではちょっと私が耳にしなかった事業として、ファミリーサポートセンターの推進、これが全国的には82カ所あるようなのです。それを、13年度では182カ所にするというのが国の新エンゼルプランにかかわっての事業で予算化され

ているというのがあるのですが、小樽市の中ではこれはどうなっているのでしょうか。

○児童家庭課長

初めに、ファミリーサポートセンター事業ということなのですが、小樽市では今のところ想定はしておりません。

この事業については、三つの種類がございまして、育児に関する相互援助活動を行うセンターと介護に関する相互援助活動を行うセンターと育児と介護の両方を行うセンターという三つの種類があるということでございます。

育児についてだけ言えば、子供を預けたい人と、例えば、保育所が終わった時間とか、そういうことで子供を預かれる人といえますか、そういう人を、どこかに事務所といえますか、窓口をつくって、有機的につないで紹介するといえますか、そういう事業がファミリーサポートセンター事業ということでございます。

○福祉部長

ファミリーサポートセンターは旧労働省の施策でございまして、例えば、子育てを終わったお母さんたちが各自宅で保育できるということで、こういう希望のお母さん方たちのグループと、それから、子育てをお願いしたいという二つのグループ間におきまして、そこで引き合わせる、コーディネートする、そういう役割がファミリーサポートセンターの事業でございまして、私どものエンゼルプランの中にも位置づけはされております。

○佐藤（次）委員

さっきお話ししました新エンゼルプランは、平成16年度までの事業になっていて、そのうち、13年度で、今言いましたように2桁のものを3桁にしていこうという国の意気込みがあります。確かに、相当いろんな面から検討を加えていかないと、小樽という地域性の中で、例えば、ファミリーサポートセンターが有効に機能を発揮するかどうか、そういうこともまた片面ありますから、今すぐどうこうというお話はしませんが、せっかく国の方で予算化しているとすれば、これをどう実現できるのか、実現できないとすれば何がネックなのか、あるいは、これを実現するとすれば、いつまでにしようとか、そんなことを少し研究されるのも、今のこういう時期における一つの施策ではないのかなと、こんなふうに思っております。

◎保育所の待機児問題について

それで、同じくエンゼルプランの中で、今年、小樽も延長保育を実施ということになるわけですが、延長保育を8,000カ所から9,000カ所にするというのが、同じく13年度の国の予算の中であります。

延長保育については、後ほどお聞きいたしますけれども、先ほど申し上げました少子化という対策の中で、小樽市もいろんなことをやっているが、いつも課題になるのは保育所とのかかわりで待機児がどうしても減っていかない。だから、一番身近なところで市民の皆さんが感じるのはその部分のところなのです。待機児が入りたいところに入れない、行きたいところに行かれない、これが市民の目に一番映っている部分なのです。

したがって、この待機児の今日の現状というのは、私も資料をいただきまして見てはいますけれども、市側として、待機児が12年度からいくと13年度はさらに増えていると。定員も増やしているはずだし、いろいろな施策もやっている中でも待機児が減らない。

このことについてはどう考えておられるのか、そして、その対策についてはどう考えておられるのか。

○児童家庭課長

確かに、定員としては、本会議で市長も答弁しましたが、12年度において35人増えてきております。

ただ、そういう中で、実際には、定員の枠外の国での指導といえますか、そういうのがあって、入れられるということで、そういうことを使いながらいろいろやっておりまして、12年3月1日には総数で1,456人が保育所に入ったのですが、先日、予特で出した資料によりますと、13年2月1日で総数で1,529人ということで、70人以上の子どもは多く入っている状況でございます。

ただ、経済情勢がこういう状況になってきて、毎年、待機児が、こういうように多く入っているにもかかわらず

増えている、そういう状況になっています。

それで、今後どうするかということなのですが、今年、増改築とかをやって保育所の定員も増やしましたし、また、今後についても、そういうことも含めると、同時に、枠外の入所の活用といいますか、そういうのも含めていきたいというふうに思っていますし、また、待機児については、保育所ごとに募集するものですから、地区別によって随分変動があります。今、小樽の中でも、銭函については、銭函の公立の1カ所しか認可保育所がございませんで、そこが多いということで、このたび、4月から延長保育を実施したいと思っていますけれども、その中で、組合ともいろいろ協議しまして、今年の1月に定数を75から90にしたのですが、またさらに100にしたいということで、今交渉をしている最中でございます。そういうのも含めて、今後、解決といいますか、対応していきたいというふうに思っています。

○佐藤（次）委員

だから、定員を増やすことと、もちろん、定員に見合う保母さんの定数をどうするかというのは表裏一体のものです。

そういう意味では、定員をきっちり増やしていくというのは難しいけれども、環境に応じた中で、保育所の子供を預かる数と希望する者との接点をどうするか。これはいつも課題になっている。そこで、今、課長から言われたように、当面は延長保育ということで、それも一つの方法になっていくだろうとはもちろん思っております。

しかし、全体的には、今おっしゃいましたように、銭函が23、手宮が6、多いところでは、いわゆる公立ではありませんけれども、新光が7とかということで、昨年の同期から見ても、さっき言いましたように、待機児が依然として増え続けているというところに、もっと弾力性のある保育所運営というのが何とかならないのかな、こういうふうに思うのですが、部長、そのあたりはどういうふうに考えていますか。

○福祉部長

定員といいますか、枠の数からといいますか、実質的に待機をなくしていく手だてとしては、定員の増というのもございますし、また、厚生省で認められている25%までの枠拡大による方法というものもございます。

民間では、枠の拡大によってある程度の人数を受け入れて、11.3%でしたでしょうか、枠の拡大によって対応しておりますけれども、公立につきましても枠の拡大について課題というふうに認識しておりますので、今後、枠の拡大ということで関係団体と折衝していきたいというふうに思っております。

○佐藤（次）委員

余りよくわからないけれども、今のところは努力していくということですね。

◎延長保育について

そこで、今度は具体的な話なのですが、銭函保育所とさくら保育園が、これから延長保育を実施することになるわけです。それで、そのためにアンケート結果も参考にしてきたと思うのです。延長保育をやること自体には、もちろん市民の皆さんも期待をしていたろうし、周辺の人方も、この利用をどうするかということが新年度以降いろいろあると思います。

アンケート結果、調査結果からいきますと、いろいろなことが要望されておりますけれども、特に、延長保育に関しては、必ずしも決まった人が決まったときに行くというよりも、さっき私が言いました弾力的に利用をしたいのだという人が、アンケートの結果で一番多いのです。そのとおりだと思うのです。そういうものには、これからどう対応していくつもりなのか。延長保育を実施するに当たって、そういうことに対する対応をどう考えていくか。

それから、地域性、あるいは延長保育に当たっての重要な課題というのは何なのか、このあたりをちょっとお答えいただきたいと思います。

○児童家庭課長

これから、実際の業務としては延長保育ということで希望を取ったりいろいろするわけですが、基本的には、勤務時間が、今現在6時までの保育時間と同じようにしてやっておりますけれども、勤務時間が長いのですよ。例えば、勤務場所が遠くて迎えに来るまでに時間がかかるのですよ。そういう理由がなければ、本来受けるわけにいかないのですが、ただ、その日によっては、きょうは残業で遅くなるとか、そういうことがあろうかと思いますので、日々そういう理由によっても延長保育については受けていこうということでやろうと思しますので、そういう弾力性はあるというふうに思っております。

今後、今回13年度から2カ所ということで行ったのですが、新赤岩についてはやっていきたいという考えも持っていますし、今回、この2カ所での実施状況を見ながら、延長については拡大をしていきたいというふうには考えております。

○佐藤（次）委員

いろいろな意味で保育所運営の基本になる部分ですので、相当に神経を使いながらやっていかなければならないし、今、課長から答弁がありましたように、この2カ所、赤岩プラスワンとしても、これだけではなく、もっともっと拡大をしていかなければならないという要素は当然出てくるだろうと思えます。それはそれで、将来的に、今言われたように、やってみた結果の中で、さらに経験を積み重ねてということになります。

それで、赤岩の話が出ましたので、赤岩保育所のことについて伺いをしますけれども、定員は110人と。それで、4億数千万円でこのたび建設するわけですが、高島と赤岩の父兄の方々の中で、福祉部を中心にいろいろな話し合ってきて、その結果、今こういう形で新保育所建設ということになったわけです。

その後の現状の中で、これから建設、統合をするわけですが、問題点なり、あるいは課題なりが全く残っていないのかどうか。

それから、あそこよく話がありました通園するための道路、あるいは冬であれば歩道をどう整備するかということもありましたよね。それから、これによって通園バスを運行するのだという話もありましたね。それら全体的に、両保育所の統合によって、今まさに建設する、その中で問題整理はすべて済んでおるのかどうか、お知らせいただきたい。

○福祉部長

お母さんたちとの交渉の中で2点ございました。今、委員が言われた2点についてでございますけれども、足の確保というのと、除雪体制といいますか、除排雪の在り方についての2点の要望がございます。

足の確保につきましては、13年度中に4歳、5歳の子供たちが卒園するまでの2年間、何とか足を確保しようということでお約束してございます。年度が新しくなった時点で再度お母さんたちと話し合いをしまして、具体的に何人いらっしゃるのか、除雪体制については、大変配慮していただいているということで、お母さんたちから感謝の声も届いております。

○児童家庭課長

今いろいろなことでは言ったのですが、新赤岩では、産休明け保育を含めて、ゼロ歳児ということで、産休明けが2名と、それ以外が4名ということで、6名のゼロ歳児保育をやることになると思います。

○佐藤（次）委員

新赤岩保育所についても、今それぞれありましたように、父母との約束事をしっかりと行政の中で反映することが、いろいろ議論のあった中での誕生ですから、そのことについてはしっかりとやっていただきたいということです。

まだいろいろありますけれども、時間の関係もありますから、私の方は、これで終わります。

○委員長

3時を回りましたので、30分くらい休憩します。

休憩 午後3時4分

再開 午後3時30分

○委員長

それでは、会議を再開し、質疑を続行いたします。公明党。

○佐藤（幸）委員

◎コミュニティーセンターについて

コミュニティーセンターについてお伺いしたいと思います。確か平成11年度、9月からですか、1年半ぐらいたちますが、現在までの使用状況を教えてください。

○総合サービスセンター所長

コミュニティーセンターの使用状況でございますが、2月末までの利用状況ということでよろしゅうございますか。

○佐藤（幸）委員

はい。

○総合サービスセンター所長

2月までの利用状況で申し上げますと、全体の利用状況といたしますと37.9%ということになってございます。

内容的には体育室87.9、集会室は、三つございますけれども、これが40.2、和室が三つございますけれども、これが30.0、あと調理実習室が5.0ということになっておりまして、トータルで37.9ということになってございます。

○佐藤（幸）委員

この使用状況というのは当初考えていた使用状況に合致しているのかどうか。また、使用に当たっての苦情とか要望とかというのはあるのかどうか、この2点。

○総合サービスセンター所長

当初と合致しているかということでございますけれども、利用状況、率から申しますと、初めての施設でございますので、わからないという部分はございますけれども、利用状況はそれほど大きく変わっていなかった部分もあるのかなど。

ただ、予想した以上に、調理実習室はこれから利用がされていく部分かなというふうに思っております。

それから、苦情等はなかったのかということでございますけれども、何せ新しい施設でございますので、こちらも初めてということもございますが、特に大きな意味での苦情というのは掌握してございません。

○佐藤（幸）委員

では、苦情を言います。

一つ大きいのがあるのだけれども、小さいやつから。エレベーターが必ず4階に止まるけれども、何で止まるのだという話があるのですが、これはどうですか。4階に事務所があって5階が集会室ですね。

○総合サービスセンター所長

4階へなぜ止めるかということでございますけれども、事務所が建物の4階部分にございます。場合によっては5階の利用もあるわけでございますけれども、いきなり5階へ行かれますと、例えば申込みなどの状況から、その日、会って確認した上で入っていただいているのが実情でございますので、真っすぐ5階へ行って利用されるよりは、1回、全部4階の受付のところでお会いをする。場合によっては、その日に急に解約される場合もありますし、人によっては、そのときに込みぐあいを確認される方もございますので、4階で全部一応止まってということでございます。

○佐藤（幸）委員

エレベーターに乗ったことあるのですか。

○総合サービスセンター所長

はい。

○佐藤（幸）委員

事務所からエレベーターは全く見えないのだね。止まった人方が、もう1回降りて5階に上がっていくのだけれども、事務所からの人方はエレベーターの中は確認できないし、エレベーターの人は事務所に顔を見せることもできないし、何の意味があるのかなということ、もう1回意味を教えてください。

○総合サービスセンター所長

繰返しになりますけれども、中にはそういう方もおられるかもしれませんが、やはり事務所で1回お会いをして、今言ったような使用の状況、例えば、何を使いたい、かにを使いたいと言って確認をされる方も中にはございますし、そういうようなこともあって、4階で止まってもらうと。4階に1回止めていただく場合には、会議室が5階にございますので、それを確認する方もおられます。

それから、確かに、場所は事務所から見えないのではないかとということにつきましては、階段の陰になっておりますので、それはおっしゃるとおりでございます。

○佐藤（幸）委員

4階に止まるのは必要ないと言っているのですよ。

例えば、うちんかが集会を開くとき 200名集まりますから、200名が1回全部降りて顔を見せるわけにはいかないのです。それは、見せる人は役員か何人かの3人か4人ぐらいは降りて、そして、そこへ行ってお願いしますというだけの話でいいので、あとの190名なり、そのくらいの人方は、一回一回、4階に止まる必要なんか全くないです。

また、それを何人入っているか見たかったら、そこに立って見ていればいいのだし、だれも立っていないのだし、見る人もいないのだし、4階に止まる必要は全くない。ここは改善してもらいたい。どうですか。

○市民部長

私もそれはよく知らなかったのですけれども、確かに、何回もご利用している方ですと、直接5階へ行きたいという方もいらっしゃるのではないかと思います。

当初、どういうことで4階で止めるようにしたのかちょっとわかりませんので、事情を調べまして、また、改善できる部分については改善していきたいと思います。

○佐藤（幸）委員

もう一つは、いすの出入れ、これが何か市民会館と全く違うのです。市民会館は、要望として何脚並べてくださいと言えば並べてくれるし、あるいは、テーブルが要るとか要らないとかと言えばやってくれるのだけれども、コミュニティセンターは全く手を付けないということで、サービスが非常に悪いのだ、このようなことがあります。

○総合サービスセンター所長

一つには、コミュニティセンターというのは、あくまでも地元の方の自主的な運営にお任せしたいということが一つあります。それと、いろんな会合がされるわけですが、それによって、例えば、テーブルの並べ方にしましても、利用される方がかなりいろいろと自分たちの使いやすいような形で準備されるという部分もございます。

そんなこともございまして、こちらの方で手を貸すのもいかなものかなということもございまして。

それともう一つは、実際の面でございますけれども、コミュニティセンターの場合、委託してございますが、これについて、日中の人間の配置が、お手伝いできればいいのしょうけれども、電話を受けながら、お手伝いできるほどの人員の配置をしていないというのも事実でございます。

○佐藤（幸）委員

市民会館の場合は、多分、手があって、コミュニティセンターの方は手が少ないから実際に手をかけられないというのなら、それはそれでわかるのです。けれども、何となくコミュニティという割には不親切なことがすぐ目立ちます。これは、委託先はどこなのですか。

○総合サービスセンター所長

小樽市いなきたコミュニティセンター運営委員会というところに委託をしています。

○佐藤（幸）委員

代表、それから住所。

住所というのは、ここに住所があるのかな、会社があるのかな。教えてください。

○総合サービスセンター所長

代表は、総連合町会の副会長さんをやっておられる方が運営委員会の委員長さんということでお願いしています。

事務所は、ちょっと確認してこなかったので申しわけございませんけれども、あの場所にプロパーの職員を配置していますので、そういう形ではやっております。

○佐藤（幸）委員

副会長って、どなたですか、この代表の方は。

○総合サービスセンター所長

藤井さんとおっしゃいます。

○佐藤（幸）委員

どこの方で、どういう職歴のある方ですか。

○市民部次長

手宮地区の連合町会の会長をされておられる方で、前歴の職業ということですがけれども、私の聞いているのでは教師をやっておられた、校長さんであったということでございます。

○佐藤（幸）委員

何人いますか、委託料を払ってここに勤めておられる方は。

○総合サービスセンター所長

プロパーの職員として館長、それから事務職員、それから臨時職員が3名ということで5名配置しています。

○佐藤（幸）委員

ここに勤めている方で、学校の先生以外の方はいますか。

○総合サービスセンター所長

おられます。学校を退職された方とそうでない方とおられます。

○佐藤（幸）委員

どういう割合ですか。

○総合サービスセンター所長

学校を退職された方は1名というふうに聞いています。

○佐藤（幸）委員

あの方はどういう方ですか。

○総合サービスセンター所長

民間会社といったら失礼ですがけれども、会社におられた方が2人、それから市役所のOBがおります。

○佐藤（幸）委員

これは天下り先になっているのでしょう。早い話が、学校とか教育関係、それから役所の。それで、これは運営委員会つくったのでしょうか。

○市民部長

当初、館の性質上、地域の方に自主運営をしていただくのが一番望ましいというようなことで、複数の地区の連合会を主体といたしました運営委員会を設置いたしまして、委員会に管理を委託した、そういった経過がございました。

○佐藤（幸）委員

ですから、地域の方だか総連合町会だかわからないけれども、中身的には天下りになっているというふうに見えるのですよ。どうもその辺がよくわからない。

それでは、契約はどうなっているのですか。これはずっと永久契約ですか。

○総合サービスセンター所長

契約に関しましては、うちの場合は単年度契約でございまして、4月から3月までという形です。

○佐藤（幸）委員

でも、これは会社ではないでしょう。運営委員会なのでしょう。

○総合サービスセンター所長

はい。

○佐藤（幸）委員

ですから、会社との契約ではないでしょう。

○総合サービスセンター所長

済みません。申しわけありません。市と運営委員会との間の契約が会計年度の4月から3月まででございます。

○佐藤（幸）委員

ちょっと不明確だよな。何か知らないけれども、こういうやり方は。

ビル会社もあるのだし管理会社もあるのだし、こんなのは、それでもって入札か何かでやらせればいいのだ。

○市民部長

先ほど私もちょっと説明いたしましたけれども、こういったことで公の施設を委託する場合に法的にも制限がございまして、やはり公共的団体ということで、住民組織も一応そういった公共的団体に当たるということで、そういったものを別組織としていただきながら委託をしていった、こういった経過がございます。

○佐藤（幸）委員

児童館の委託も委託料 1,000万になっているけれども、これもそうですか。

○福祉部次長

児童館については、社会福祉協議会の方に委託してございます。

○佐藤（幸）委員

それで、コミュニティーの方も学校の先生上がりで、それから役所の職員と。全く頭を下げたことのない人ばかりなのです。コミュニティーにならないのかわ。威張っているんだわ、頭を下げたことないものだから。どういうふうに教育しているのですか。

○市民部次長

先ほどのコミュニティーセンターの運営委員会についてでございますけれども、先ほど言いましたように、委員長は手宮地区の連合町会の会長ですが、委員は、それぞれの町会の役員の方に出ていただいたのです。それで委員会をつくりまして、実際に、あの現場といいますか、建物の中で事務なり受付なりをやっておられる方はコミュニティー委員会が採用した方で、なおかつ、勤務的には夜10時までやっているものですから、非常に複雑なローテーショ

ンを組んだ勤務体制になっています。そのようなことで、中には、元は民間会社にいた方もおりますけれども、そういう複雑な勤務体制の中でなかなかお願いできる方が少なかったのではないかと、このように考えております。

それから、通常の指導ですけれども、実は今、委員がおっしゃっているような声を私どもも耳にしていまして、今まで総合サービスセンターの所長も何回か注意、指導もしてございますし、私も、そういった声も聞きましたので、私も出かけていきまして、直接、館長に、館長なり職員は事務方では普通に対応しているかと思われるけれども、利用する側にすれば、今言った、態度が横柄だとか不親切だというような声が聞こえてきているから、より親切丁寧な対応、それから言葉遣い、そういうことに気を付けていただくようにということで、私どもの方からも注意、指導しているところでございます。

○佐藤（幸）委員

今まで身についたものはなかなか直らないんだわ。これは小樽市のコミュニティセンターだからね。この間だって、公園課で募集したら、16名募集したところに80名も90名も来るのだから、今は人がいないなどということはありません。非常に親切な方、にこやかな方、そんな方が今たくさんまちの中にいます。この委員会で選べなかったら、公的に選ばばいい。この辺はしっかり指導していただきたい。

それと、もう一つは、飲食ができないことです。地域の老人クラブとか一番多く来ている苦情は、例えば敬老の日とか、いろいろな行事があるのです。今まで町内会館でやっていたから、会食したりなんか、若干の飲食はできたのです。ここは全く飲食ができない。これもどう考えているのか。今、コミュニティセンターで飲食できないところなんて少ないですよ。小樽市は、規則の中で書いてあるけれども、この規則をつくったときからちょっとおかしいのではないかなと感じていました。やっぱり、酔っぱらって騒ぐとかというのでなければ、ある程度の飲食は認めるべきだと思うのですが、いかがですか。

○市民部次長

飲食の方の、いわばアルコールのことを言っておられるのだと思いますが、まず、食事等は、会議に伴うものであれば会議室の中で許可をしておると思います。

ただ、アルコールにつきましては、いろんなトラブルが起きる可能性もあるし、それから、後の清掃等にも影響しますので、アルコールについてはご遠慮願いたい、こういうふうを考えて、当初からこんなような方針でやっているところであります。

○佐藤（幸）委員

ですから、そこのところを見直せと言っているのです。

使用制限の第4条の中にも、トラブル起こしたら出ていきなさいとか、使ったらだめだとか言っているわけでしょう。そのほかにも、たくさん、使用期間の取消しだとか、いろいろな条項はありますよ。ですから、騒いだとかトラブルを起こしたときは出せばいいのですよ。そのために飲食はだめですよ、飲の方はだめですよというのは、ちょっと今は時代錯誤も甚だしいのではないですかという話です。

○市民部次長

コミュニティセンターの当初からですけれども、管理体制のお話もございましたが、人数が少ないということと、事務室が4階にあるというようなこともございまして、なかなか目が届かないということもございました。それで、当初はアルコールは禁止しようということで、これは、コミュニティセンターだけではなくて、他の公共施設もアルコールは持込み禁止という形にして、飲むことも禁止してということにしておりますから、そんなふうを考えてございます。

ただ、そういう声がございましたので、そこらも含めて、また内部の方で検討してみたいと思います。

○佐藤（幸）委員

公共施設ですけれども、コミュニティセンターはコミュニティセンターのやり方というのがあって、だれも見て

いなくたって、かなりの大人が使っていますから、そんなことはないと思うけれどもね。

使用者の遵守事項の第16条第4項、定められた場所以外の場所で飲食し、若しくは喫煙し、又は火気を使用しないこと、この一項目がありますけれども、定められた場所以外だから、定めればいいのです。そこでは飲食してもいいという話です。そう難しい話ではないのです。

ですから、老人クラブなんか、かわいいもので、お酒1合ぐらい飲んだら大体それでもって終わりなのです。それが、そこへ居すわって何時間もやるなんてことは考えられません。もしあれだったら、使用目的に従って飲酒もいいとか、いろんなことを考えてあげないと、今はコミュニティセンターを使えないと、あの辺の町内会も都会館なんかも使えなくなっていますので、その辺のことも考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○市民部長

最初に、接遇の問題でございますけれども、やはり、市民と一番接する場所でございますので、私も最初のころは接遇についてはきちっとするようにということで指導してございます。何といたしますか、接遇がうまくいきますと、苦情も何割も減りますよという話で話しております。

ただいまもご指摘がございましたので、その点につきましては十分留意をしていきたい、このように考えてございます。

それから、飲食の関係でございますけれども、確かに今、人手の問題だとか清掃の問題、こういったいろいろなご心配もございまして、一応、ご遠慮をいただいているということだと思います。

ただ、私は詳しい実態はわかりませんので、スタートして1年ちょっとになりますので、また実態を聞きながら、どうなのか、やるやらないは別にして十分検討させていただきたいというふうに思います。

○佐藤（幸）委員

改善されるかどうかは、また後ほど見ながらやっていきますので、よろしくお願いします。

◎ごみ処理広域化計画の問題について

もう1点は、ごみ処理広域化計画の問題ですけれども、一つには、町内会の会員の意向調査をいつやるつもりなのか。

○環境部長

先般来、意向調査のことをご答弁申し上げておりますけれども、先般、ちょっと町会の役員の方と接触を持った機会に、必ずしも意向調査にこだわらないで、六つの班みたいなものがあるということらしいのですが、その班単位での意見集約をどういう形でやろうかというふうなことで、ちょっと今、考え直しているといえますか、紙でやる調査、そういったことをするまで行くのかどうかで若干の流動性が出てきています。そんなようなことをつい最近お聞きしておりますので、そのあたりは、まだすっきりはしておりません。

○佐藤（幸）委員

この辺は、急がないとだめだと思うのですよ。佐野君の質問に答えた中では、15年度着工に向けては、タイムリミットとしては14年の5月か6月に施設整備事業計画書を提出しなければいけないのだと、そのためには事前調査をする必要があるのだ、これが今年いっぱいでしょう。そう考えて逆算していくと、本年の2定ぐらいまでに住民の意向が固まらないと15年には着工できませんよと、こういう話なのです。

ですから、2定には出てくるのでしょうかねという話なのだけれども、それだったら意向調査も踏まえてと、さっきそういう話がありましたから、早目にしなければ5月中には固まらないですという話をしているのです。どうですか。

○環境部長

ある意味ではおっしゃるとおりですけれども、そういう意味では、何とか早い時期に返事といいますか、合意をいただけるように、今までいろいろな形の中で仕掛けをしております。

ただ、あまりせかすというのも、またいかがかというふうなこともありまして、あくまでも町会の方の自主的な判断を、私どもの事情なんかもある程度お話をしておりますので、そのあたりのご理解はある程度いただいていると思っておりますので、そんなようなことで、これからも誠意を持って対応する中で何とかしていきたいというふうに思っております。

○佐藤（幸）委員

もう一つは、コンサルタントに発注した内容にかかわるのですけれども、7項目にわたっているのですが、そのうちの一つで、いわゆる一番目であります施設整備事業計画の策定、これに関してはどのぐらいまで踏み込んだ策定になるのでしょうか。

○環境部長

今申し上げたものが事前の調査の中心になるものでございまして、それは、前段で委員からお話のありました、国に施設整備計画書を出すときの中心になる部分であります。施設の規模、処理の方式といいますか、そういったようなことまで踏み込んで、事実上、補助申請の前段的な内容を主に出すということで、ここで施設の基本的な枠組みはほぼ決まっていくことになろうかというふうに思っております。

○佐藤（幸）委員

もう一つ、4番目に出ていますけれども、施設建設工事見積仕様書の作成がありますね。この内容はどのようなのですか。

○環境部長

この施設の発注の段取りといいますか、ちょっと特殊でありまして、私も実際にまだやったことはないのですが、一応、基本的には、まず発注元といいますか、北後志の方でもっているいろいろと、今言ったようなことで処理方式だとか規模だとかなんとかということをやった後、それに基づいて見積仕様書というのをつくってもらって、これをその施設に実績のあるプラントメーカー何社かを選んで、それを絞り込むのもまた一つ問題なのですが、それに見積仕様書というのを示して、そのメーカーからもらった見積仕様書の内容を審査して、それぞれ、これは使用者発注になるものですから、そのメーカーが本当に北後志が発注する施設になじむものをちゃんと設計してくれるのかどうかという見極めをする。それと同時に、建設事業費の見当をつける、見当をつけると言えばあれですが、けれども、おおむねどういった状況になるのか、そういったような作業するために必要なものでございます。

○佐藤（幸）委員

確認しておきますけれども、燃焼方式まではここで決めますと。機種までは決めるということなのか、あるいはどこの業者を使うということまで決めるということなのか。

○環境部長

基本的にはそういうことです。

ただ、最近、各地の発注の仕方を見ますと、いろいろな発注の仕方がありまして、私もちょっといろいろなのを見て、五つくらいの道があるのかなと思っております。その中でどの道を採用するかは、これまたコンサルのチェックをお願いしようとしている全都清さんのいろいろな意見を聞く中で決めていくことになりますけれども、メーカーを決めるという、最終的な発注先を決めるのは、もし今の予定で進めさせていただくとすれば、14年度の事業として、新たに、今度は見積仕様書でなくて発注仕様書というのをまたつくっていただくことになるのです。その発注仕様書に基づいて入札行為を行って、その中で最終的にプラントメーカーA社、B社、C社が決まっていく、そういうふうな段取りで進むというふうに私は理解をしております。

○佐藤（幸）委員

本当から言えば、ガス化方式だとか投下方式だとか、燃焼形式を決めるだけでもかなり狭まりますね、いわゆるメーカーにとっては。メーカーで燃焼方式が決まっていますから、この燃焼方式を決めるだけでも狭まっていくと

いうところから、多分、一連の今までの指摘が出てきている。

それで、コンサルが決まったら、もうメーカーは決まったようなものではないかという話をずっとしてくると、いつも私らが言っている透明性をどうするのだ、公明正大にできるのかと、この部分をどう考えているか教えていただきたい。

○環境部長

一つには、その辺あたりの段取りをこれから本格的にどういう形でやれば、今言った透明的なことが一番確保されるのかというのは一つの大きなテーマだと思っております。

そこで、一つには、川口市で試みられたようなことなのですけれども、市民参加型の委員会みたいなものをつくってやるというようなやり方、それから、もう一つは、今、全都清なりとお話をしているのは、コンサルがやる作業を私たちにかかわってチェックしてもらおうと思っている全都清の中に少しそういった要素を加えて、一般的には技術審査委員会という名称で、大体この種のプロジェクトにも置いているようですけれども、そういったような審査委員会の中でやっていくとか、そんなようなことです。

ただ、それだけで十分なのかどうかということになると、またいろいろ批判もあるようですので、その辺の工夫というのをどうするかというのが、はっきり言って一つ悩みの種で、率直のところありますので、いろいろこれは知恵を絞らなければいけないなと思っております。

○佐藤（幸）委員

私も、今までずっとやり方を見てきて、環境部のやり方は、前回ああいうことがありましたから、埋立てのときにね。この轍は踏んでもraitakない。見てきまして、私としては、今のところまだ危惧はありません。明確にやっていますし、余り携わらないように見えますけれども、これからの問題です。これからどうかかわってきて、どう決まってくるか、そこのところを本当に慎重にやっていかないと、また 100条を開けだとか、99条を開けだの、そんな話は二度としたくない。

環境部長にしても、環境部の皆さんにしても、大変気をつけて、神経を細かく使ってやっていただきたいし、この間みたく、時系列という話ね、ああいうのは確率的にはあるのでしょうけれども、やっぱりきちっと踏まえて、どこから見てもおかしくないようにやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○環境部長

今回のコンサルの設計には、昨日ですか、総括のときに助役も言われましたように、当初、14年度着工ということで、かなり急いだということの無理の中から生じたというようなこと、そういう面では、私どもも反省をして、結果として、こういう状況になるのなら、もう少しゆっくり、ああいう無理といいますか、皆さんに誤解を与えるようなことでなくてもよかったというか、たまたまそういうことになったということでもあります。

前段の質問ですけれども、桃内のとき、たまたま私は建築都市部長でありまして、水処理施設の関係の方のことを、その当時、建築の方でやっていて、あのあたりのことについては、それなりの経験をしておりまして、あのときの経過は私なりに押さえているつもりですので、あってはいけないことだというふうに思っておりますので、さっき言ったように知恵を絞って、私どもの方では、そういったようなことに最大の注意を払って仕事を進めていきたいと思っております。

○佐藤（幸）委員

終わります。

○委員長

公明党の質疑を終えて、市民クラブに移します。

○松本（聖）委員

◎ごみ処理施設に関する諸問題について

よろしくお願いいたします。

助役には、お忙しい中、お越しをいただきまして感謝申し上げる次第であります。

昨日までの予算特別委員会での質疑を聞いておりまして、特に、環境部に対しては非常に不明な点がたくさんあるわけです。昨日は休憩が長くありまして、その間、ご説明に、また詳しく内容を我々にもわかりやすいようにご説明をいただきました環境部、それから、そのほかの理事者の皆様のご努力には感謝申し上げる次第ではあります。が、その中でも、なかおつ不明な点が何点かございます。

重箱の隅をつつくような質問だというご指摘もありますが、私どもは、どちらかという、ごちそうのいっぱい詰まった重箱、ふたの閉まった重箱からはみ出たエビのしっぽをつまんでいるという認識なのでありまして、これから、特に環境部さんにご質問いたします。

まず、質問に先立って、環境部にお伝えしたいことがあります。

これからも広域処理の問題に、コンサルの選定、それから、これから実際にプラントをつくっていく業者さんの選定ということになっていきますが、この一連の作業を、我々は興味深く、注意深く徹底的に調査していきます。何とぞ、遺憾のないような作業をこれからも心がけていかれるようお願いいたしたいと思います。

昨日、説明がありまして、不明な文書が山ほどあるのです。不明朗なところが山ほどある中で、1点、最もわかりやすいであろうと我々が判断した書類、この1点をもって質問させていただいているところではありますが、全都清から発せられた第147号という文書です。

これは、全都清さんいわく、極めて重要な文書であると。どういう文書かという、今さら言うまでもないのですが、コンサルにおいて6社を選定しました、ここから1社選んでくださいよという文書です。今回の全都清に委託したコンサルのほぼすべての作業が集約されている1枚の紙です。全都清の担当の栗原参事さんいわく、極めて重要な文書であるという認識を持って、全都清では、契約の当人であります専務理事の決裁を受けた文書だと言っておりました。

小樽市においては、部長決裁です。この決裁印をもってして重要度の判断というのは、これだけではできないかと思うのですが、これは部長と助役にお尋ねいたしますけれども、この文書は、小樽市にとってどんな重要な文書なのかという認識です、これをお尋ねしたいのです。

○環境部長

私としては、6社を選定したのは、私自身が委員として出た委員会で6社の選定は終わっていた、そして、それについての応諾があったということの受止めだということが一つです。それからもう一つ、私の決裁で終えたということの意味は、6社のお話は、既に助役と市長にお話をしたということが一つありますほかに、実は、この報告の基となった契約自体の金額の専決関係からしますと200何万ということで、私の決裁で一応は委託契約締結が可能な専決権限が私にあったということもあって、既に報告してあったということを含め、来た書類を私の決裁にしたのではないかなというふうに考えております。

○松本（聖）委員

助役にご意見を伺う前に一言お尋ねいたします。

確かに、この契約は200万の契約であります。しかし、これで決定されるところの金額は幾らですか。何千万でしょう。違いますか。この後に控えている契約というものは極めて大きなもので、何千万の契約の後には何十億、何百億という契約が控えているのですよ。その最も出だしがこれなのです。どうでしょう、助役、私のこの認識は間違っておりますか。

○助役

今お話のありました文書につきましては、昨日、斉藤（裕）委員にも申し上げましたけれども、10日に6社に対

して応諾するかどうかという照会をしましたところ、夕方に6社すべてから応諾があったということで、まず、そういう第一情報を電話で担当部の方にお知らせをいただいたと。同時にまた、文書で報告しなければならないということで、文書をつくって発送していただいたということですから、6社がすべて応諾しましたというような内容の報告書といいますか、そういうような性格の文書でございますから、それが後ほどいただいております委託の事業の報告書に、その原本がついて報告されていたということでございますから、後の流れにつきましては、また別な作業で進むという手順になるような性格のものだというふうに理解してございます。

○松本（聖）委員

文書に対する理事者側の認識というものは、あらかたわかっております。

この文書なのですが、昨日までの説明によりますと、理事会がありまして部長の陳謝等もありましたけれども、最終的に整理されたものの流れをいま一度確認させていただきますが、10月10日2時55分に最終の応諾のファクスを全都清が受け、それをもって、電話でその事実を小樽市にお伝えしたという話を聞いておりますが、これはいかがですか。

○環境部副参事

そのあたりの記憶も確かではないのですが、実際的にはあったかというふうに思います。

○松本（聖）委員

その後、この全都清第147号の文書をつくって、内部決裁を受けて、同日、10月10日ですね。夕刻、郵便局から小樽市に発送した。その文書が11日に小樽市に到着して、北後志広域推協という収受印のある、17号と書いてありますが、11日付の判が押してあります。そういう説明でした。ここまでは間違いはないですか。

○環境部副参事

そのとおりでございます。

○松本（聖）委員

昨日までの説明では、この文書が郵便局に持ち込まれたのは何時とおっしゃっておられましたか。

○環境部副参事

全都清がいつどういう形で発送したとか、時間的なものについてはお聞きしてございません。

○松本（聖）委員

全都清では時間がわからないという昨日までの回答でありました。これらのいきさつを十分に先方に伝えた上で、再度、今日、電話で確認をとらせていただいた事項があります。10日に発送したことは間違いはないか、これは間違いはないと言っております。10日に発送しておりますと。

日付欄が空欄でありました。空欄ではないですね、手書きで書いてありました。これは11日に全都清の栗原氏が小樽市の担当者と電話で話をしながら協議して、11日と小樽市の職員に書き込んでもらった文字であると言っております。筆跡は小樽市のある職員の文字と非常によく似ております、断定はできませんが。

この電話を受けて11日に栗原さんと協議をしたのはだれですか。

○環境部副参事

そのあたりの記憶はございません。うちの2階の職員であることは間違いのないと思います。

○松本（聖）委員

栗原参事は、日付を白紙で送ることは通常はほぼあり得ないのだが、この文書に関しては入れ忘れたかもしれない。だから、電話でやりとりをしたのだ、事実、入れ忘れで、17日に電話で協議をして書き込んでもらったのです、と説明されておりました。

そのことを、担当課長に、林さんとおっしゃるそうですが、伝えるのを忘れて12日にその課長が文書の起案をしたときに、12日の日付をワープロで打ってしまったという説明でありました。

そこで、新たな事実が出てきましたので、環境部にそれに対する意見を伺います。

全都清がおっしゃるには、午後2時55分に最終のファクスを受けて、3時過ぎころ、時間は定かではないと言っておりましたが、受けて直後だと。ですから、3時過ぎころだろうと記憶しているとおっしゃっておりましたが、小樽市に電話をしたと。6社出そろったのでという報告を口頭でされた。

直ちに、この全都清第147号という文書をつくって、専務理事まで口頭で内部決裁を受けて、専務理事より公印を押印していただいた。この時刻は不明です、記憶にありませんとおっしゃっておられました。

ただ、その後です。その後、郵送する段階、これを封筒に詰めて郵便局へ持って行って速達で発送しましたと。この時間ははっきりしております。16時45分以降。なぜならば、その封筒を持って郵便局まで届けた女性職員がおります。この職員は、全都清の庁舎というのか社屋というのかな、そこを出たのは16時45分であると証言しております。なぜならば、16時45分、これは終業時間より前であるけれども、16時45分に女性職員が退庁してもいいというのは慣例になっている。その証拠はないけれども、毎日そのようにしているという証言です。ご本人からお話を伺いました。

これは、朝早く来ていろいろやることがあるのだそうです、掃除をしたりと。だから、早目に帰っていいのだという慣例になっておるのだそうです。

この女性職員が、この封筒を持っていった先はどこですか。

○環境部副参事

私は承知してございません。

○松本（聖）委員

伺いました。私どもは、てっきり本郷郵便局だと思いました。違いました。御茶ノ水郵便局でした。全都清の社屋から徒歩5分ないし10分程度だと伺っております。非常に近いところだそうです。この女性職員が16時45分に家に帰るとき、ついでに郵便局へ寄って出したのだということです。

この郵便が、翌日11日に小樽市に着いたと環境部の皆さんはおっしゃっておられます。11日に着いたことは間違いないですか。

○環境部副参事

何回もご答弁申しましたけれども、私どもは、収発件の受付が11日になってございますので、そういった形と理解してございます。

○松本（聖）委員

御茶ノ水郵便局というところは、僕は見たことないですが、行ったこともないし。集配局ではないのだそうです。収集車が回って、本郷郵便局というのは大きい郵便局で集配局です。御茶ノ水郵便局に郵便の収集車が来て、御茶ノ水郵便局を出発するのは午後4時である。この時間に日ごとの差はほとんどないという御茶ノ水郵便局の担当者のお話でした。

5時以降になることはあるかという質問に対して、記憶にない、すなわち、まずない、あり得ないという証言をしております。これは、交通事情がいろいろありましょう。昨年の10月10日、どのような気象状況、どのような混雑状況であったかはわかりませんが、10月10日の記録はありますかと聞きましたら、それはないです、ただ、そんなに遅れると問題になっているだろうから、記憶にあるでしょうと。記憶にないということは、まず定刻で出たのだと判断してもいいのではないかと御茶ノ水郵便局の職員の方はおっしゃっておられました。

16時45分以降に、この女性職員が真っすぐ行ったとしたら、17時前に御茶ノ水郵便局に着いているはずですが。その時点では、もう既に収集車が出発して本郷郵便局に向かっていた時間だと思います。というよりも、もう本郷郵便局にその車は着いていた時間です、17時といいますと。

わかりますか。これは翌日の集配に入るわけです。そうしますと、小樽に着くのは翌々日、12日ということにな

ります。御茶ノ水郵便局から本郷郵便局、本郷郵便局から羽田、羽田から千歳、千歳から札幌中央郵便局、札幌中央郵便局から小樽郵便局へという流れとなっております。

16時以降に持ち込まれた郵便が11日に到着することはあり得ないという証言を得ておりますが、この点について環境部のご意見を伺います。

○環境部副参事

私どもは、昨日、電話で本郷郵便局、全都清のそばにあったと聞いてございましたので、そこに確認したところ、今、東京の郵便事情については、小さい大きいは別にして、17時までの間に集配したものについては、翌日の13時ないし14時、すべて新東京郵便局というところに集められて、それが発送される、そういう形になる、こういう形で確認してございましたので、昨日のご答弁を申し上げたところでございます。

○松本（聖）委員

11日には絶対着かないであろう郵便が11日に着いたと、きのうご答弁されましたでしょう。これは間違いであったのですね。

○環境部副参事

私どもは、全都清の女性職員に確認したこと自体、私どもは確認してございません、その後は。そして、どこの郵便局に行ったかについても確認はいまだにできてございません。いや、それ聞いてございませんから、そういう形で松本（聖）議員が確認されたときにお話があったということでございますけれども、私どもは聞いてございません。そのあたりは、全都清にもう一回確認していきたい、する必要があるかな、こういうふうに思っております。

○松本（聖）委員

また同じ議論をさせるのですか。また私はうそつきになればいいのですか。

さっきどこに電話をせよと、私は、メモをもらったのですよ、金田副参事から。たまたま栗原さんが用務で横浜に行っているから、横浜市役所の電話番号までもらいましたよ。直接電話をして聞きました。その後、再度、不明な点があったので確認しましたら、横浜をもう出てしまった後で、全都清にはまだ着いていない。郵便を持っていたのは女性職員だということなので直接聞いてみました、そういう回答でした。

女性職員は何人いますかと聞きましたよ。私ひとりですと。電話に出られた女性がそうおっしゃっておりました。とても清楚な感じです、お会いしていないですけども。声の感じは、とてもうそをついているようには思わなかったのです。どうなのでしょう。

○環境部副参事

10月16日に、その女性の方は、その郵便物をよく覚えていたなと私も今考えてございますので、その辺を含めて、確認をさせてもらいたいと思います。

○松本（聖）委員

その郵便物を特定して、それだとおっしゃっているわけではない。私だって半年も前にどんな郵便を出したかなんて覚えてないですよ。だけれども、16時45分よりも前に帰ることはあり得ないと証言しております。

どうですか。この10月10日は早引けしたのですかね、この人。

○環境部副参事

その女性の方の勤務状況については、私どもは承知してございません。

○松本（聖）委員

それでは、聞いてください。何でこんなつまらぬ話をしているかというと、あなた方、うその積み重ねだからですよ。言っていることすべてが信用できないのです。こんなつまらぬこと一つとって、本当のこともうそのかもしれないと疑わざるを得ないのですよ。こんな事務処理の単純なミスで、僕だって指摘したくないですよ。皆さんの貴

重な時間を取りたくないです。わかりますか。もう、うそをやめましょうよ。本当のことをきちんと言ってください。事前にやっていたなら事前にやっていたと素直におっしゃればいいではないですか。それをもってして善悪を判断するのは皆さんが判断するので、あなた方は本当にやったことをきちんと言ってくれば、それでいいですよ。まずは、この1点について、何が本当なのかはっきりしてください。

○環境部副参事

何かその日のことでいろいろご指摘を受けたわけですが、私も、ちょっと、そういう形でご指摘のしようが、自分の立場としては心外、心外というか、そういうことを思わせるようなことの事務処理をしたということを非常に反省をしておりますし、助役からも、それから予特の最後でそれぞれご指摘も受けてございます。

ただ、その10月11日あたりが、それがどこが本当かというふうに言われても、こういう形で事務処理を進めてきたという事実だけは私どもは残ってございまして、それ以上のことをこの場で述べるというのはなかなか難しいというふうに考えております。

○松本（聖）委員

これは一つの例なのです。一番わかりやすいから、我々市民クラブは取り上げたのです。こんなのは山ほどあるのですよ、あなた方が出してきた書類の中に。これを一々やっていたら何年もかかっちゃいますよ。疑惑が解明したところには、もうとっくに焼却場はできているようになっちゃうのですよ。そのくらいたくさんあるのですよ、疑惑の山が。だって、この1点で3日も4日もかかっているわけでしょう。どういう認識をされているのですかね。だから、この1点だけでいいですよ、本当のことを言ってください。

○助役

きのうの予特でも申し上げさせていただいたのですが、今回の一連の事務処理といいますか、そういうことで何点かの指摘があったわけでありまして。

一つには、今の計画が13年度計画、そして14年の着工というような計画で進めてきたということで、推進協議会の日程、そしてまた、今後の連合の立上げ、町内会の同意、そういったことで一連の日程が非常に過密だったということは何回も申し上げさせていただいているのですが、そういった中で、こういった事務手続が多少、多少と言いますとあれですけれども、何点か今ご指摘をいただくようなことになっております。これについては、我々も、これまでの事務処理を大いに反省しなければなりませんし、今後のこの大事業を進めていく上に当たっては、今回指摘されたものも含めまして、これからまた慎重に、事務処理は基本でございまして、そういった面で大いに反省しなければならないところは反省しながら、進めていくというふうに考えておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

そういった中で今の書類につきましても、我々のといいますか、環境部の事務方の処理につきましては、11日の受付の判を押しているということで、そういった収発件名簿での処理をしておりますので、これはそういうことで、この処理は特に無理して11日にしなければならないという理由もないわけでございます。ですから、そういったことで、電話で一報を受けながら、そしてまた、向こうも急いで送らなければならないということで送っていただいた書類だということでございまして、私どもは11日付けで受けさせていただいた、そういう処理をした経過もございまして、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○松本（聖）委員

助役、この時点では、もう14年度は無理だという話になっていたのです。確かに、それまで、限られた日にちの中で、地元とのいろいろな話合いの中で、また議会との話合いの中で、日程のない中でご努力されてきたことは認めます。本当に忙しい中で作業をしてきたということはよくわかります。

けれども、その時点で何も急ぐことはなくなっちゃったわけですよ。今、助役がおっしゃった、日にちがないと。日にちがないからこういうずさんな事務処理になったのだと。この時点ではもう14年度は無理だったのだ、違いま

すか。

○助役

確かに、その時点では、町内の状況というのはちょっと難しいという判断をしたことは間違いありません。ただ、発注行為そのものは、既にもいろいろな準備を進めておりまして、コンサルの特定についての作業をやっていたということでございますから、それはそれで契約期限もございますので、そういったことで受託者である全都清の方は、そういう書類を送らせていただいたのだというふうに理解しております。

○松本（聖）委員

助役の答弁もちょっとわけがわからないですよ、僕から言わせると。わかって差し上げようという気持ちはあるのだけれども、わからぬ。

それから、環境部はどうなのですか、これ。要するに、答弁がうそだったのでしょうか。だって、不可能なことをあたかもそうあったかのように答弁しているわけでしょう。すなわち、収発件名簿にこういう日付が載っているから、それに合わせた答弁を、うその答弁をしたのでしょうか。はっきりしてくださいよ。はっきりするまで次の質問をできないのですから。

委員長、休憩を取ってでも、はっきりさせてください。

○委員長

ちょっと委員長の方から。

今の松本（聖）委員と助役、環境部の話を聞いていると、急がなければならなかったと、いろいろ事務の処理の仕方について反省点もあるということを言われているのだけれども、松本（聖）委員が指摘していることについて、具体的な中身として、そういう扱いをしたのだというのが出てこないものだから、ますますその辺の疑いが晴れないのかな。こんな格好で流れていて、助役は認めているようだけれども、認めていないような、客観的に聞いてわからないのだけれども、そこら辺はうまくお互いに了解を得られるように、聞く方も聞いてもらうし、答える方も答えてもらうと。

（発言を求めるものあり）

○佐藤（次）委員

委員長、ちょっと申しわけないけれども、議事進行。さっきからの松本（聖）議員の質問は、10日と11日の日付で出した出さない、あるいは収発件名簿の日付があいまいだったのではないかとかという質問をしているわけでしょう。それについては、収発件名簿が11日だから、今となっては、そういう答弁しかこれはもう返すことできないわけですよ。ずっとそれで来ていると。

ところが、松本（聖）議員は、今度、それは、いわゆるコンサルにいろいろなことで、13年度、14年度と日程があるから急いだのでしょうと、いわゆる日付のことと、それから次の質問が、そういう言い方をするわけだから、答弁する方だって、今聞かれているのは10月の11日のことだと。ところが、急ぐんでしょうと。そういうことでやるものだから、今度その答弁をすれば、する方は今度11日の問題を、さっきから言っているように収発件名簿と、私たちはそれでしか処理していないからそうとしか言えないと。そのときにさっきの前段のことを言われると、これまた質問している方も答弁をただ混乱させるだけの質問にしか聞こえなくなるわけです。その辺も逆に整理してもらわないと、その流れを。悪いと言うのではないのだけれども。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○松本（聖）委員

私が環境部にお願いしているのは、事実をしゃべってくれと言っているのですよ。

これは、今、僕が指摘している全都清の第147号というのは、例の一つでしかないのです。これをもってしてあなた方が悪いと言っているのではないのです。わかりますか。一番わかりやすい例だから例として挙げますよと。

ただ、この例についてはっきりと答弁してくださいと言っているのです。こちらで調査した内容とあなた方が答弁している内容と食い違っているし、その答弁も二転三転する。いいですか、だから、それをはっきりさせてくださいと言っているのです。

委員長、休憩をとみましょう。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○佐藤（幸）委員

今、一連のやりとり聞いていまして、確かに疑惑があるということなのですね。それで、疑惑がある以上、やはり挙証責任を問われます。証拠を挙げて、これが違ったら疑惑ですと。疑惑があると言った場合、証拠を挙げる責任があります。そここのところをはっきりしなければいけない。

今の挙証責任のところでは、女の子が届けたはずだと。女の子が届けたはずだでは挙証にはならぬ。結局、郵便局が11日に届けたか届けないかということが挙証になる。ここがはっきりしない限り、うそだとかいいとかという話にはならぬのです。

片方はいただきました、片方は届けました、それはおかしいのではないかという話をいつまでやったって、止まるわけがない。止めたってむだですよ。

挙証責任で、ちゃんと証拠を挙げてやってください、おかしいと言うのなら。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○松本（聖）委員

書留ではないのですね、この書類、残念ながら。速達だから小樽郵便局に入った日付と時間、時間は幅がありますけれども、判を打たれるのですが、今となっては封筒をとっていないでしょう。そういう物的証拠といいますか、佐藤（幸）さんが証拠とおっしゃるなら、その物的証拠はないのですよ。周りの証言から状況証拠を固めていくしかないわけですよ。その状況証拠をもってして、あなた方の答弁には疑惑がありますよと言っているのです。

物証がなければだめだということではないでしょう、違いますか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○佐藤（幸）委員

やっぱり、今、どこの裁判を見たって物証なければだめですよ。状況証拠だけではだめです。

○松本（聖）委員

裁判ではないんですって。

○佐藤（幸）委員

いや、議会ですから、ちゃんとやっていただきたい。ちゃんと証拠を挙げて、これがおかしいからこうだと言わないと、推測に基づいて、止めるとかやらないとかというのはおかしい。ちゃんと進めていただきたい。もっと証拠を挙げてください。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○松本（聖）委員

私どもは、この状況証拠で、十分に今までの環境部の答弁が誤りであったという確信を持っております。

（「確信だけだ」と呼ぶ者あり）

仮に裁判だとしても、確信を持たない裁判というのはだれもいないですよ。たとえ状況証拠であっても、それに確信を持てば裁判を起こせますよ。物証がなかったら負けるなんていうことはないですよ。わかりますか。

答弁に食い違いがあるし、実際の調査とも食い違いがあるのだから、それをはっきりしてくださいと言っているだけなのです。実際はどうだったのか、収発件名簿が11日になっているとか、判こが11日になっているとか、そんなことを言っているのではないのです。本当はどうだったのかを言ってくればそれでいいのですよ。それをもってし

て、そのほかの文書の疑惑は解けてくるかもしれないわけでしょう。

委員長、いかがですか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○佐藤（幸）委員

おかしい話でね、言っていることがうそだというので物事を言うのだったら、これは失礼な話ですよ、理事者だったって。議員から、何でも言ってもいいなんて許可なんかありませんよ。議員だって、あんた、うそでしょうなんていう話、だれができるんですか、そんなこと。議員が上で、理事者が下という考え方をすればあるかもしれませんが。そんなことありません、人間として。

○松本（聖）委員

そのとおりですよ。

○佐藤（幸）委員

ないと言うならないでいいではないですか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○松本（聖）委員

私は、人間的にだれが上でだれが下だなんていう議論はしていません。そういう観点に立って質問をしています。ただ、真実を知りたいだけなのです。

なぜここで、このつまらない1点で真実を知りたいかといったら、そのほかのさまざまな疑惑を解くためなのです。あなた方が、公明正大に、この事業を自信を持って行っているのだということをきちんと証明したくて真実を知りたいのですよ。

いいですか。小樽市の職員ですよ。小樽市のためにならないことをしているなんてだれも思っちゃいないですよ。みんな、小樽市民のために一生懸命に働いていると思っていますのです。こうして今大声を張り上げている私だって、そう思っています。皆さん方は、小樽市民のために、小樽市のために、一生懸命日夜働いておられるのだという認識は私は十分しております。その上で、事実を知りたいと皆さんにお願いしているのですよ。我々が調査した内容と、あなた方の答弁は違っています。違っている理由をはっきりしてくださいというお願い、たった1点なのです。

委員長、どうですか。

○委員長

松本（聖）委員からは、先ほどの質問も含めてそういう話があります。それから、私が質問の段階で伺ったのは、助役の答弁も含めてですけれども、何かそこら辺の記憶がはっきりしないとかなんとかというふうな金田副参事の答弁もあるのですね。

改めて、松本（聖）委員からそういうふうに言っているのです、何か答弁することはありますか。助役も含めて、今の改めての指摘について何かありますか。

○助役

改めてのとらえ方ではなくて、今の書類につきましては、あえて11日で受けなければ支障があるという文書ではないわけなのです。

ですから、11日に、何時かわかりませんが、担当のところへ封書が行ったときに、担当の女子職員が11日付けの日にちで判を押して、そしてまた、収発件名簿に記入したというのが一般的な事務処理の流れでございますから、私どもとしては、そういう流れに沿って処理をしたというふうに考えざるを得ないわけですから、そういうことで、私は、それ以外のことはあえて申しておりませんし、これが間違いだとかということも考えられないことでございますので、そういう流れに基づいて受付処理をしたというふうにご理解をいただきたいと思うのです。

○委員長

ちょっと確認させてもらいますけれども、私も細かい経過がわからないので、11日の日付というのは、今言ったような処理をされたようなのですけれども、日付の書いてないものが送られてきて、その日にちを入れろと言われて日にちを入れてつくった、そういう書類なのですか。ちょっとそこら辺が今までのやりとりでは、はっきりしないので。

○環境部副参事

私どもが栗原参事に聞いた流れでは、11日の日の話はちょっと大分時間もたっているから覚えていないのだけれども、それこそ2時55分のファクスを確認した以降に、自分がワープロを打ってですね、すぐ送った記憶がある、こういうことなものですから、ただそれだけなのです。

それと、私どもの収発件名簿の11日の記載が合っている、合っているといたしますか、記載をしてあると。そういう事務処理の中で、物事をいろいろ考えてご答弁しているのですけれども、それぐらいのことではないのですね。

（「委員長の質問に答えていない」と呼ぶ者あり）

それで、先ほど松本（聖）議員からのお話もありましたけれども、それをそのままお話しすると、先ほど、急いでというか、そういうことで、すぐ送らなければならないということで、専務に話をして公印をいただいてやっただ。ただ、そのときの事務処理というのは、やはりその時点で空欄だったかもわからないという話であったというふうに私は聞きました。

それで、その後の話なのですけれども、11日に着いた段階で、私どもは、もし日付がない文書が来た場合に、これはどういう日付になるのですかと。例えばそういうのがあるわけですから、電話で確認してやるというふうに一般的にはやってございますので、その時点で、もし空欄であれば、私どもの職員が手を入れて11日と記載した、こういう事実はあるかもしれません。

ただ、それについても、昨日の段階でいろいろそういうお話ございましたので、職員に確認したときに、全然そのあたりは記憶がないということでございました。

○委員長

松本（聖）さんが言われているのは、11日に来るはずがない。12日ですね、今までいろいろ委員が調べた関係でね。だから、そういう空欄の文書が来ていて、慌てて入れたのでないのかと、そういうふうに彼は見ているわけなのですけれども、私も、やりとりを聞いていてそんなふうに聞こえたのです。

ただ、助役の答弁を聞いていると、何かそのとおりでしたという言い方はしないけれども、暗に事務処理がうまくなかったような言い方をするから、それは助役が何をもってそういう答弁されているのか、そこをもう一回ははっきりさせていただいて、どうしても理事の皆さんの中にも意見が違うので、その辺のやりとりを若干した後で、おさまりつかなければ休憩します。

○助役

私が申し上げておりますのは、11日付けで着いた時点で受付印を押して処理したということを申し上げているわけでありまして。そこら辺も、通常の事務処理に基づいて処理したということをご理解いただきたいというふうに何回も申し上げています。

（「今のは私の質疑ではないでしょう。議事進行を入れていいですか」と呼ぶ者あり）

○松本（聖）委員

11日に着いたということを前提にお話ししているし、それでは、助役は、すべてが11日に行われたのは事実であるということを前提にお話されているのですか。もしかしたら12日に着いたかもしれないものを11日とやったのは、事務処理上しょうがないのだという言い方なのですか。どちらともとれるのですが、どうなのですか。

○助役

ですから、12日に着いたものを11日付けで受け付けるということをする必要がないと思うのです、この書類は。

ですから、11日の判を押しているということは11日に着いたというふうに私は理解しています。

○松本（聖）委員

助役、一つ言わせてもらおうと、もう一つ、これに関しては疑惑を持っているわけです。11日に着いたでもない、12日に着いたでもない、全然別な日にこの書類はでき上がっていたのだという疑惑もあるから、本当に10日に投函して11日に着いたのですかということです。それが事実だとしたら、私のもっと以前にこの書類があったのだという疑惑は晴れるわけです。わかりますか。別に、10日に発送しようが、11日に着こうが、12日に着こうが、僕には何の関係もないです。ましてや、小樽市の事務処理として、どっちに着こうが、助役のおっしゃるとおり、どっちに着いてもだれも困らぬことです。

そもそもの疑惑は、これが本当に10日に出されたものなのか、もしかしたら、もっと以前から小樽市にあった書類なのではないかという疑惑があるから、その前段として、今これは事実ですかと確認しているのです。

○環境部副参事

もっと以前からというご指摘でございますけれども、昨日の答弁でもありましたように、2時55分に全社が報告したということを確認しているという形で、向こうが、それをファクスで送ったのを確認しているということでございますので、その前から6社の応諾があったということは、何といいますか、ないかなと思います。

ただ、説明会、こういうことをやっているわけです。こういうふうなのを応諾しますかとか電話で話しているときに、ニュアンスとして、はなから、もう皆さんは、時間は別にして返事は来るだろう、こういうふうに思っていたということはあるかもしれません。ただ、文書的にファクスで来たのは10日です。そして、応募しますかという文書を送ったのは5日という話になっているものですから、そういうことで10日にファクスでそれぞれの会社から応募しますという返事をいただいたという形になってございますので、それからずっと以前にその文書があったかということについては、私は、ないのでないかというふうに思います。

○松本（聖）委員

ということは、もう前々から、あらかじめその6社に決まっていたけれども、書類上、きちんとそろえたということなのですか、後追いで。前々から決まっていたのですか。今、そのような旨の答弁に聞こえましたよ、私は。

だから、要するに、何日かということも答えられないのに、どんどんと、先にあらかじめ決まっていたのかなんとか、そんな話にならぬでしょう。そもそもこれは事実なのだから。

（「一つずつ整理していかないと、わけがわからない」と呼ぶ者あり）

だから、整理するためにも休憩をとみましょう、委員長。

（「それとこれとは」と呼ぶ者あり）

だって、答えられてないではないですか、全然。

（発言を求める者あり）

○松田委員

先ほど委員長から理事者に質問した中で、要するに11日に書類が着いたと。そのときには日付が空欄だったということなのですか。それで電話が来て11日という日にちを入れたのですか。

けれども、先ほどの話では、2階のだれかが電話をとったかもわからないけれども、後で聞いたら、だれもがとっていないということになるでしょう。そうしたら、11日と、空欄で来たものに数字を入れたのはだれなのか、それとも、向こうから手書きで11日と来たのですか。その後でまた、印刷した12日というやつが来たのか。だれもが、空欄で来た、それが11日に着いて、そこに手書きで11日と向こうからの指示で入れたという人はいないのでしょうか。記憶にないのでしょうか。

○環境部副参事

私の方も、当日の10日、11日のあたりのやつは実際にその記憶がないのです。それで、11日で収発件名簿の日付

が入っていますので、11日に届いたのだらうと、それはそういうふうにいるわけでは。

そのときに、もし日付が入っていないものが来たとすれば、電話とかで確認して、11日の日付を入れたらうと。それをだれが入れたかということも含めて、あんたが入れたかいと、3人しかいないわけですから、その中で、そのときの文書はどうやってやったかなという状態のものでありますから、ちょっとわかりかねるというお話なのです。

ただ、私どもからすると、かなり筆跡の似ている人間はございますので、その人でないかなというふうには私は思っているのです。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○佐藤（幸）委員

今の話をまとめてみますと、松本（聖）委員は11日ではないだろうと言っているのですよね。ところが、その答えとして、環境部は11日なら11日ですとはっきり答えてください。

そうすれば、あとはまたつながっていく。違うではないかとか違うということは、これはちゃんと証拠立ててやらなかったらおかしい話です。

○委員長

環境部は、その点についてどうですか。

○環境部副参事

収発件名簿の日付は11日になってございます。

（「ということは11日に届いたということなのでしょう、収発件名簿だから」と呼ぶ者あり）

○松本（聖）委員

今、公明党の佐藤（幸）委員がおっしゃったのは、収発件名簿がそうになっていますということではなく、11日に届きましたと答えてくださいと言っているのですよ。

ちゃんと答えてください。11日に届いたのか届かなかったのか、収発件名簿は間違えて書いたかもしれないのだから、届いたのか届かなかったのかを答えてください。

○環境部副参事

私どもは、何回も繰り返すようではすけれども、収発件名簿が11日になっているので11日に届いたと思い込んでいるということで、ご理解をしていただきたいです。

○委員長

今の話は、昨日の予特の関係で続いている話もあるのですね。私は、ちょっと、昨日の予特がどういう結末で流れていったか、ちょっとわからない部分もあります。

したがって、そこら辺のところをちょっと整理して、委員の皆さんもその辺のところを踏まえていただいて、これからの委員会を進めたいと思います。

何か、きのうでは環境部と市民クラブとの間で宿題となっている点が二つあったと。こういうふうになっていて、その宿題について、今朝、答えが出てきたということも言われておりますので、これらを踏まえて、理事会を開いて、その辺のところをお互いに確認し合って、その上で質疑をするか、あるいは理事会の席で宿題の話を出してもらって、我々も理解していきたい、こう思いますので、この時間ですけれども、暫時休憩して理事会を開きたいと思います。

休憩 午後4時55分

再開 午後5時35分

○委員長

休憩前に引き続いて、委員会を開きます。

私の方から先にお尋ねします。

昨日の特別委員とのかかわりがあるようですが、伺いますと、問題の 147号という文書について、いろいろ理事者側と市民クラブとの間で意見が違っているところがありまして、それは、それぞれ理事者も市民クラブの方ももう一度調べるということで、その調べた結果を、結局、言うところは終わっておりますので、厚生常任委員会に報告するというので、昨日は一応おさまっているわけなのです。

そういうことに関連して、先ほど松本（聖）委員の方からもかかわった質問がいろいろありましたけれども、ここで改めて、そういう宿題との関係で、理事者が調べられた結果はどうであったのか、市民クラブ松本（聖）委員の調べられた結果はどうだったのか、それぞれもう一回、ダブるようなところもあるかと思いますが、確認の意味でそれぞれ発言していただきたい、こう思います。

○松本（聖）委員

私どもで、全都清、全国都市清掃会議に、そちらの方の栗原参事さんに確認した内容は、先ほどの私の質問の中で述べさせていただいておりますので、再度同じことを申し上げるのも時間の都合もありますので、ご理解いただきたいなと思います。

環境部の方のご意見を賜りたいと思います。

○環境部副参事

先日の予算特別委員会と、それから、その後、第1応接室でそれぞれお話を、こういう疑問があるということでありましたので、その段階で、私は、整理すべきことを、たまたま栗原参事は横浜市役所の方に行っておられましたので、横浜市役所に電話をして確認をいたしました。

その内容についてご報告申し上げます。

1 6社応諾を期限の5時まで待ったと言ったということがご質問だった、先にそれがありませんでした。それについて、栗原さんは、期限は5時までと言った。

2 番目ですけれども、日付を空欄にして専務理事公印を押すことはないと言ったというご質問に対して、これは言っていない。

それから、3番目に、5時以降に専務理事公印を押せるのか。栗原さんは、押せる。

それから、4番目ですけれども、日付を空欄にして送付することはあり得ないと言った。栗原さんは、言った。その後、たまたま忘れることがあった可能性はある。

5番目、文書は12日に決裁し、同日、速達で送ったと言った。文書のつづりを見てお答えをした。

次に、この文書は、重要文書で、ファクスではなく速達で送ったと言った。栗原さんは、一般論で言った。

それから7番目に、全都清には収発件名簿はあるのか。栗原さんは、決裁整理簿はあるが文書の収発はない。

8番目に、栗原さんが12日にワープロを打ち直したのは本当か。栗原さんは、成果品をつくると思うが、記憶はない。

9番目に、2枚の文書は行間が異なっている。栗原さんは、記憶がない。

10番目は、成果品をつくる時に専務理事公印を押したのか。栗原さんは、押した。

11番目、文書はだれまでの決裁になっているか。栗原さんは、専務理事までの決裁になっている。

こういうことでお答えをいただきました。

私も、昨日の中で、聞かれたことを自分なりに整理して栗原さんにそれぞれ確認した内容は以上でございます。

○松本（聖）委員

発送の件その他、まだ不明な点が多々あるかと思います。今後も引き続き調べていただきまして、わかり次第、速やかにご報告をいただきたいと思います。

時間も押してございますので、私はこれで質問を終わりたいと思います。

○委員長

ちょっと今の関連で、細かいことはお答えいただいのですが、トータルすれば11日に手紙が届いていると。しかし、そういうはずがないということで大きく食い違っているわけです。そういう点でいろいろ委員の皆さんからも意見がありまして、今の状況では、こういうことの裏づけがあって、そうだとかこうだとか言えない段階なので、ここで確認したいのは、まだ食い違いがあるということだけは、松本（聖）委員、確認していいですね。

○松本（聖）委員

はい。

○委員長

それで、松本（聖）委員の質問は終わるのですが、自民党さんが質問に入る前に、今後のこの問題に関連して、委員長の方から理事者の皆さんにもお話ししておきたいと思います。

理事会の中で、これからずっと長く続く市の大型プロジェクトなので、そのスタートの段階でいろいろなことを問題だ、問題だというふうに言われて、事あるごとに厚生常任委員会に、厚生常任委員長にもそれは報告したなんてというふうに私の名前も出てくるものですから、これはやっぱり心しなければならないと思うのです。

そういうことなものですから、先ほど全体的なスケジュールの話として、部長の方からも、閉会中でも厚生常任委員会を開いてもらうことがあるというお話もありましたので、これは委員長判断をさせていただきますけれども、そのことだけにかかわらず、今の持ち越した問題が、その後いろいろはっきりしたことがわかった段階で、少なくとも委員会として、ぜひ報告してもらいたいという点で理事は意見が一致しておりますので、これはひとつ受けていただきたい、こういうふうに思います。

今日は、この問題については、大きくはまた持ち越しているという格好で終わりたいと思います。

○助役

そういうことですので、ひとつご理解をお願いします。

○委員長

それでは、最後になりますが、市民クラブの質疑は終えて、自民党。

○前田委員

◎ごみ焼却施設について

時間も押していますので手短かに質問いたしますけれども、我が党の見楚谷議員の代表質問に対する答弁の中にもありましたが、過日、桃内町会の主催で、住民が道内の他市のごみ焼却施設を見学してきたと伺っておりますが、この見学会の目的は何か、あるいは、この見学会で、市とのかかわり、あるいは協力したことは何かあったのかということをお尋ねします。

○環境部副参事

私は、行ったときに同行してございましたので、ご報告させていただきます。

桃内町会としては、やはり、最近の施設といいますか、そういったものを見て、例えば焼却炉からの煙だとかにおいだとか、それからダイオキシンだとか、そういったことを確認したいというか、見学してみたい、施設を見たいということでございました。

それで、2月25日と3月3日、これは土曜日と日曜日ですけれども、どちらでも町会の会員の方が参加しやすいように土曜日と日曜日、日曜日と土曜日、両日、二つの施設を見てございます。

1カ所は苫小牧の沼ノ端のクリーンセンター、これは平成11年4月1日稼働の施設です。もう1カ所は札幌発寒清掃工場で、これは、大分古い炉なのですけれども、第2次の炉としては平成4年から稼働している施設でござい

ます。その2施設を見学したのが一つと、それから、発寒清掃工場に行ったときには、両日とも近所の町内会の副会長さんと懇談する場ができたということでございます。

その内容についてでございますけれども、私どもの印象としては、特に苫小牧の沼ノ端の清掃工場につきましては、結構新しい施設でもございまして、例えば、皆さんが見られるところにHCLだとかNOxとか、そういったものが常時どういうふうになっているかというのを、電光掲示板といいますか、そういったことで見られるだとか、焼却炉内の温度が見られるだとか、それから、搬入された廃棄物がどういう形で処理されるか、例えば、沼ノ端の清掃工場では、可燃物は一つの入口、不燃物は不燃物で入ってきて解体されて、その中に混じる、例えば可燃物であれば焼却場に送られる、そういったことがされている。そして、細かく碎いて、本当に燃えないものは埋立処分場に運ばれていく。それから、大型ごみを破碎する施設がついていまして、家具だとか、そういったものが持ち込まれた段階では、破碎をされて燃えるものは焼却施設に、それから、例えば網だとか鉄が混じっていれば、それぞれはリサイクルといいますか、分別の作業だとか、そういった施設を、一施設の中でやっているのを見られて、非常に感心をされてございました。

それと、ダイオキシンの説明だとかを含めて説明していただきましたし、それから、苫小牧の沼ノ端の清掃工場は、すぐそばに埋立処分場といいますか、廃油を処理する処分場が同じ敷地内にありまして、それが運ばれたらすぐその場所で埋められている、そういう現状の場所も窓から見ることでございまして、こういう新しい施設であれば、そんなに心配することはないのかという印象を受けたのかなと、こういうことで思っております。

それから、住民との説明会の中では、発寒清掃工場から100メートルから200メートルくらいある場所に住んでいる方に出席していただきましたけれども、発寒清掃工場が先に建ったということもありますが、特段にそのおいがするだとか、灰が降ってくるだとか、そういったことで町内会員から苦情を受けたこともない、そういったようなことのお話があったということです。

ちょっと長くなって済みません。

○前田委員

これは2回に分けて行かれたということですね。2月25日、3月3日ですか、それで、参加住民というのは2回のトータルで何人くらいですか。

○環境部長

私は、昨日でしたか、その報告書を見た記憶ですけれども、たしか延べで31、2名だったか、そのほかに私どもの方から3名、随行といいますか、案内しました。

○前田委員

今回のこれは桃内町会の主催なのですね。小樽市の主催ではありませんね。

○環境部副参事

桃内町会の方から、2月25日と3月3日の日に両方の施設を見たいというふうに申入れがございました。小樽市が主催ということよりも、住民の方々の希望で開催した、こういうふうに考えております。

○前田委員

ということは、住民というか、町会の方から、こういうことで施設を見学したいので、どこか他都市の施設を見たいということで問合わせがあって、段取りというか、協力をしたということなのですね。

○環境部長

私から補足しますけれども、先ほどの質問は、市はどういう協力をしたのだということがありましたが、一つは、町会側の日程的な都合の中で行くには、例えば、北見へ行くなんていうことも当初はお話をした経過もあるのですが、やはり日帰りではしか行けないということの中で、その選択と、苫小牧と札幌の発寒、したがって、その苫小牧と発寒の市の環境担当の方へ協力要請をしたのと、バスはうちの方でそういうことで提供したということ

です。

○前田委員

バスは市の方で提供したと。無料というか、そういうことなのですね、弁当なんかも出たかと思えますけれども、そういう費用なんかはどこが負担したのか、市が負担したわけではないですね。

○環境部副参事

推進協議会の予算で負担をいたしました。

○前田委員

推進協議会と。

○環境部副参事

はい。

○前田委員

参加申込書というものを町民に配られていますね。見ているか見ていないか、私は聞いていないからわかりませんけれども、私は持っていますが、その中で、参加申込用紙を見ると、ご意見、ご希望などがありましたらご記入くださいと書かれているのです。

そこで、何かご意見、ご希望などがあったのかどうか、伺っておりますか。主催であつたら直接わかると思いますが、主催されているわけではないので、その辺はどうなのか。

○環境部副参事

私どもが町内会の役員からいただいたのは参加者名簿だけで、ご意見はというところまでいただいていませんので、内容はちょっと承知してございません。

○前田委員

同行してバスに乗っていったのでしょうか。この中を見ると、バスの中でそういう質問を承るというようなことが書いているから、バスに乗った人はそういうことがあったのかなかったのか、質問はゼロだったのか。

○環境部副参事

バスの中ではいろいろと印象についてお話しはありましたけれども、特段、私どもに質問という形ではございませんでした。

○前田委員

この中では、質問などを予定している方は、別途バスの中で提示というか、出してくださいねということだったので、実際はなかったということなのですか。そういうことなのですね。よろしいですか。

○環境部管理課長

私も同行いたしましたけれども、バスの中で、集約といいますか、意見をまとめたというのはやっていないと思います。

○前田委員

それでは、バスの中でもなかったし、この中のここに書くようになっているけれども、ここにも住民が39人出席されたというけれども、こういうことを聞いてみたいとか、市の人に質問してみたいとか、バスの中でも一切なかったし、こういう参加申込みを取りまとめるときに、参加の用紙の下の方にメモしてくれと書いてありますが、それも実際はなかったのですか。

○環境部副参事

前田委員の用紙を見ますと、私どもは町内会の方からは一覧表のものしかもらっていないのです。それで、1枚1枚の方は町会の役員の方で保存しているかと思えます。その中で、どういったご意見があるかというのは、町会の方から私どもにまだお知らせをいただいております。

○前田委員

それはいいです。それで、先ほちょっと副参事に話を聞こうと思っていることも一部答弁されていたかなと思いますけれども、こういうところに書かれていることだとか、今、副参事が役員の方で取りまとめてファイルしているのでないかというようなことをおっしゃっていましたが、苫小牧と札幌の施設の近隣の町会の人との懇談会というようなものもありますよということで、先ほどの話ではあったんですね。その中で、質疑応答というか、桃内の人だったら、この地域の人に聞いてみたいことだとか、不安なことだとかいろいろなことがあると思いますので、そういう関連のことで質問はなかったのですか。どういう内容のことがあったのか、全部とは言いませんけれども、もし肝心のことが二つ三つあったら教えてください。

○環境部管理課長

確かに、見学中、参加された方々は、説明をいただいている方にいろいろとご質問をしております。いろいろな印象をお持ちになったのかなとは思っております。

大きくは、私が感じることは、やはりダイオキシンの問題だとかいろいろと伺っていましたので、その辺は、数値が相当に低いというような認識を持たれたのかなと思っております。

○前田委員

まず、見学の中で、桃内の住民の方は、ごみ焼却施設が地域に計画されていることに基づいて施設を見学に行ったのだと思いますけれども、どのような感想を持たれて帰ってきたのかなと。その辺はどうなのですか。どういうふうに押さえているのですか。3人も行ったというのですから、それで、質疑応答も何もなかったと。ただ見てきて、住民の意見聴取とかは、バスの中でもあったらうし、何のために行ったのかなという気がしますけれども、どうなのですか。

○環境部長

かなりちょっと微妙なことですが、私もそれはお聞きをしましたら、とりわけ、さっき副参事も言いましたが、苫小牧の施設が北海道では今一番新しい施設なのですよね。私も見ましたけれども、私どもの天神焼却場などと比べると月とスッポンみたいな感じで、こういう施設なのかという感想を漏らした方が非常に多かったということは私のお聞きした結果です。あと、補足的には副参事が幾つか申すところです。

以上です。

○環境部副参事

先ほどもちょっと言ったことですが、そのほかには、やはり実際に説明された方が、焼却場を運営されている方がいるものですから、その面では、ダイオキシンに対する説明について、実際にその方は30年、発寒清掃工場に勤めて、炉の点検だとか、そういう中で、焼却炉の中に入って灰もいろいろ浴びてきたけれども、私は全然何ともないというような発言があったり、それを笑いながら聞いていたり、それから、近代的な施設になると、要するに、施設的にはかなり制御はできるなど。そういう印象を持っておられたことが、正直な、完全だということよりも、こういった焼却施設になれば、かなりのことはできるということを町内会の会員の方は思ったのではないのでしょうか。

○前田委員

それでは、行ってきた成果として、地域住民の方々の不安だとか、そういったものは払拭できたと。効果という言い方はおかしいですが、そういう危険なものではないのだよということで、その辺です。これが大事なのですよ。そのためにここに行っているのだからね。そういうことは、恐らく、これからまた地元でいろいろな会合を開く場合には、いろいろな調査をするだろうと思いますので、だから、その辺をどのように集約しているのかなと。

○環境部副参事

そういう意味では、一定程度、評価がされたというふうに思っています。

○前田委員

その見学会で終わりとか、それで完全にオーケーということではないと僕は思っていますし、地域の人たちもですね。

それで、これからも施設見学に行くのか、何をするのか、いろいろなことを考えられるでしょうけれども、地域住民の不安だとか、そういうものを払拭することが当然大事なことになるので、そういったことで、今後、考えられるひとつの方法、何かウルトラC的なものでも、ただ施設に行って帰ってきて、安全ですよ、わかりました、これで同意しましょうということにはなかなかないだろうし、やはり、その辺のプラスアルファで、今後こういうことをしていくとか、何かありませんか。

○環境部長

先ほど、たしか佐藤（幸）委員の質問にもあったと思いますすけれども、実は、近々、あそこの地区は6班に分かれていると言いましたけれども、6班ごとに、一括ではなくて小編成でお互いに話し合いといいますか、意向を確認するための話し合いを役員との間でやるようなことのお話をいただきました。その中で、恐らく、またいろいろ質問とか要望とか、そういったものが出てくるだろうと。そういったものを整理して、私どもの方に提示をいただけるのかなと思っておりますので、その段階で、その対応の中で、またもう1回どこか見てみたいとか、あるいは、こういうことをしてみたいという地元の要望があれば、それには対応していきたいと思っておりますし、あるいは、向こうの言っていることに何か我々がヒントをもらって、新たに我々がすることを考えてみるとか、研究してみるとか、そんなようなことでやっていきたいと思っております。

とりあえず、今は小班の6班で話し合いをするということですから、ちょっと時間がかかるようすけれども、その結果をまず待ってみたい、住民側の動きを見守りたいなど。その結果、誠実に積極的に対応するというところでございます。

○前田委員

6班あるというところで、折衝というか、説明というか、それをして、そういう意識調査というのか、何かそういうようなものをして、やっぱりそういう確認をするんですか。

○環境部長

必ずしもはっきりしたことでありませんけれども、当初はアンケート的なことをやろうというふうなことの予定もあったようですが、どうも、この間の6班でお話し合いをするというふうなときのお話からすると、その部分が弱まって、それにかわって、6班編成ですから10何軒ぐらいずつのお話し合いでその辺あたりのことを、私はそんなような印象を受けました。

やらないとは明確に聞いてませんが、そっちの方に何かちょっと方向が変わったような印象で受け止めております。

○前田委員

それでは、終わりますけれども、ごみ焼却施設を計画どおりに建設できなければ、小樽市の環境行政にとって極めて重大な結果を招く、そういうことで、今後とも計画どおりに北後志のごみ処理施設計画を進めていただくためにも、そういった部分で一層、調査徹底していただきまして、一日も早く地域住民の同意を得られるように、そしてまた、計画どおりにごみ焼却施設が建設されるようにご期待をしまして、質問を終わります。

○環境部長

当面の最大の悩みは、委員がおっしゃいましたように、地元の皆様のご理解です。それに向けて、一生懸命、最大限の努力を考えております。

○前田委員

終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後6時2分

再開 午後6時50分

○委員長

それでは、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○中島委員

日本共産党を代表して、陳情第53号、第56号については採択、継続審査中の請願第5号、第12号、第14号、第39号、陳情第23号、第46号は、いずれも採択を主張して討論します。

陳情第53号は、国道5号銭函西郵便局前へのバス待合室設置方についてです。

もともと工事前には待合室があったもので、必要性については、地域の皆さん、町内会、理事者関係者の皆さんすべてが認めているもので、願意は極めて妥当です。

陳情の内容では、郵便局の反対で建設できないとありますが、設置場所の苦労はわかりますけれども、この際、一般商店とは違う公的役割を果たす郵便局であることを考えて、住民要望への対応にご協力いただけないものか、さらに検討してはどうか、意見を添えて採択を求めます。

陳情第56号は、国立療養所小樽病院の機能強化と充実要請方についてですが、国立療養所小樽病院の小樽での現存のまま残してほしいというのが市民、議会の強い願いでした。

しかし、反対しても廃止されるなら、公的法人へ譲渡移管して医療を続けようと議会で決めたわけですから、陳情の中身は納得できる内容であります。

他会派の皆さんの賛同もお願いしまして、採択を主張します。

以下、継続審査中の案件については、本会議で討論することとして、主張を終わります。

○委員長

これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第56号について採決いたします。

採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、請願第14号について採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査と決定いたしました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、陳情第23号、第46号、第53号について一括採決いたします。
継続審査と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査と決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後7時1分